

マネックス証券 約款・規定集

目次

- 証券総合取引約款……1
- 保護預り約款……12
- 株式等振替決済口座管理約款……18
- 振替決済口座管理約款……33
- 投資信託受益権振替決済口座管理約款……37
- 一般債振替決済口座管理約款……43
- 振込先指定方式取扱規定……49
- 外国証券取引口座約款……50
- MRF (マネー・リザーブ・ファンド) 取引約款……65
- 投資信託自動継続 (累積) 投資約款……68
- マネックスポイントサービス利用規定……70
- マネックスポイント投資規定……73
- 特定口座約款……75
- 特定管理口座約款……82
- 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款……84
- 法人口座取扱規定……86
- 未成年口座取扱規定……88
- お客様に交付する書面等の電磁的方法による交付に係る取扱規定……90
- 反社会的勢力に対する基本方針……93
- 個人情報の保護に関する基本方針
保有個人データの開示等の求めに応じる手続について
クッキーとウェブビーコンについて……94
- マネックス証券の勧誘方針について……104
- 最良執行方針等……105
- マネックス証券の主な取扱商品の重要事項に関するご説明……109

証券総合取引約款

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、お客様がマネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）で行われるインターネットまたは電話を利用した取引およびサービス（以下「本サービス」といいます。）に関し、お客様と当社の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条 (申込方法)

- (1)お客様は、当社所定の申込方法にて申込書に必要な事項を明記し（当社が別途定めるお客様の場合は、署名、捺印が別途必要です。）所定の書類を添付して申込みを行い、当社がこれを承諾した場合に限り、本サービスを利用することができます。
- (2)お客様が前項の申込みを行う場合は、当社が別に定める次の約款または規定に基づく取引またはサービス（以下、本サービスとあわせて「証券総合取引」といい、その取扱口座を「証券総合取引口座（以下「本口座」といいます）」といいます。）の申込みを同時に行うものとし、当社は、前項の承諾をする場合に限りこれらの申込みを承諾するものとしします。

- ①保護預り約款
- ②株式等振替決済口座管理約款
- ③一般債振替決済口座管理約款
- ④振替決済口座管理約款
- ⑤投資信託受益権振替決済口座管理約款
- ⑥振込先指定方式取扱規定
- ⑦外国証券取引口座約款
- ⑧MRF（マネー・リザーブ・ファンド）取引約款
- ⑨投資信託自動継続（累積）投資約款
- ⑩お客様に交付する書面等の電磁的方法による交付に係る取扱規定

- (3)当社は、第1項の承諾をしない場合、その理由を開示しないものとしします。

第3条 (本人確認)

当社は、お客様が本口座を開設される際および本口座の開設後適宜に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令諸規則および当社が定めるところに基づき、本人確認を行い、お客様はこれに応じるものとしします。

第4条 (本人認証と本サービスの利用)

- (1)当社は、当社が定める方法により、当社がお客様に対して発行したログインID、口座番号、お客様の指定したログインパスワード（当初のログインパスワードは当社が指定のうえ発行します。）、取引パスワードおよび電話認証番号（(旧、暗証番号)以下、これらを「認証番号」といいます。）の確認をもってお客様の本人認証を行います。
- (2)お客様は、当社が前項の本人認証をした場合に限り、本サービスを利用することができます。
- (3)当社が第1項の本人認証をすることができない場合、お客様は、当社の指示にしたがい本人認証のため必要な手続を行うものとしします。この場合、当社の定めるところにより、手数料を徴収することがあります。
- (4)お客様は、自己資金により自己のために本サービスを利用することとし、理由の如何を問わず、認証番号を第三者に使用させ、もしくは譲渡、貸与、名義変更、売買等をする事はできないものとしします。
- (5)未成年者が成人した場合、本サービスの利用者は同意親権者から口座名義人ご本人へと変更になるため、前項の観点から当社の任意で「認証番号」を変更し、口座名義人ご本人に通知いたします。

第5条（法令などの遵守）

お客様および当社は、本サービスの利用に関して、法令、金融商品取引所および日本証券業協会等の定める諸規則および慣習が適用されることを了承し、また、これらの法令、諸規則および慣習を遵守するものとします。

第6条（自己責任の原則）

お客様は、この約款の内容を十分把握し、自らの責任と判断において本サービスを利用するものとします。

第7条（利用時間）

お客様が本サービスにより取引できる時間は、当社が定める時間とします。

第8条（取引の種類）

お客様が本サービスにより取引できる商品および取引の種類は、当社が定めるものとします。

第9条（取扱銘柄）

お客様が本サービスにより取引できる銘柄は、当社が定める銘柄とします。ただし、当該銘柄は、金融商品取引所等の規制または当社の自主的な規制等により、お客様に通知することなく変更されることがあります。当社の自主的な規制により変更する場合、その理由は開示しないものとします。

第10条（取扱数量）

- (1)お客様が本サービスにより売付けの取引注文を行える数量は、この約款、保護預り約款または当該売付けを行う商品の約款もしくは約諾書等に基づき当社がお客様からお預りまたは保管している数量の範囲内とします。
- (2)お客様が本サービスにより買付けの取引注文を行える数量または金額は当社が定める範囲内とし、この計算は、当社の定める方法によって行うこととします。
- (3)前2項のほか、当社は、お客様から取引注文を受付ける際の数量について、当社が定める数量に制限する場合があります。

第11条（取引回数）

金融商品取引所等において取引が行われる日（以下「営業日」といいます。）において、お客様が本サービスにより取引注文を行える回数は、当社が定める回数の範囲内とします。

第12条（注文の有効期限）

お客様の本サービスによる取引注文の有効期限は、当社が商品・サービス毎に定める期限の範囲内とします。

第13条（注文の取消・変更）

お客様は、当社が定める時間内および範囲内で、本サービスによる取引注文の取消または変更を行うことができます。

第14条（注文の受付）

- (1)当社は、次に定める時点をもってお客様からの本サービスによる取引注文の受付とさせていただきます。
 - ①インターネットを利用した取引注文は、お客様が当該注文の内容の確認入力をされ、その内容を当社が受信した時点。
 - ②電話を利用した取引注文は、当社が注文内容を復唱し、その内容についてお客様が確認された時点。
- (2)当社は、お客様からの取引注文の内容が次のいずれかに該当する場合は、当該注文の受付を行わないものとします。
 - ①お客様の取引注文が第4条第4項または第5条から第13条に定める事項のいずれかに反している場合。
 - ②買付けの取引注文の受付時に、第22条に定める事項に反して、本口座において当社に支払うべき不足額が生じている場合。
 - ③お客様の当社への届出事項に関して、第27条に定める事項に違反し届出を

怠った場合。

第15条（注文の執行）

- (1)お客様が本サービスにより行った取引注文は、法令、諸規則および各商品の約款等に従い、当社が前条により当該注文を受け付けた後、相当の時間内の最初に可能となるときに執行します。
- (2)前項の規定にかかわらず、当社は、取引注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、お客様に通知することなくその執行はいたしません。なお、取引注文を執行しないことにより生じるお客様および第三者の損害について、当社の故意または重過失に起因するものでない場合は、当社はその責を負わないものとします。
 - ①受付後執行するまでに、お客様の取引注文が第4条第4項または第5条から第13条に定める事項のいずれかに反している場合。
 - ②お客様の指値注文が金融商品取引所等の値幅制限を超える場合。
 - ③お客様の取引注文が、当社の定めるところにより失効した場合。
 - ④お客様の取引注文が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断する場合。
 - ⑤お客様の取引注文が、いわゆる空売り規制、インサイダー取引等の法令等に違反する場合。
 - ⑥お客様について支払の停止、もしくは破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算手続開始の申立てがあった場合、またはお客様が手形交換所の取引停止処分を受けたことを当社が把握した場合。
 - ⑦お客様の本口座に対する仮差押え、保全差押えまたは差押えの命令が発せられたことを当社が把握した場合。
 - ⑧その他、当社が取引の健全性等に照らし、不相当と判断する場合。

第15条の2（金融商品取引所のシステム障害等に伴う注文の取扱い）

- (1)金融商品取引所が、金融商品取引所のシステム障害等により、委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合（以下、「呼値の効力失効」といいます。）、当社がお客様より受け付けた当該金融商品取引所による呼値の効力失効の対象となる全ての委託注文（条件付注文で同時に発注された注文および期間指定注文を含みます。）については、当該注文の執行の効力は失われます。この場合、当社は、当該金融商品取引所の取引が再開された場合であっても、当社が定める注文を除き、呼値の効力失効の対象となる注文の再発注を行わないものとします。
- (2)前項の場合、当社は、次の注文を除き、当社が再発注を行わないすべての注文（期間指定注文を含みます。）を取消します。なお、SOR取引については当社が別に定めるSOR取引約款に基づきます。
 - ①複数の金融商品取引所が選択可能な銘柄において、呼値の効力失効を行った金融商品取引所以外を指定した注文
 - ②単元未満株の注文

第16条（手数料）

お客様は、当社が定めるところにより、本サービスによる取引注文の執行に関する手数料を当社に支払うものとします。

第17条（注文・約定の照会）

お客様は、本サービスによる取引注文・約定の内容を、当社が定める方法により本口座において照会することができるものとします。

第18条（取引内容の確認）

本サービスによる取引注文の内容について、お客様と当社との間で疑義が生じたときは、お客様の本サービス利用時における当社の記録内容に基づいて処理するものとします。

第19条（有価証券の保管および入出庫）

- (1)お客様が、有価証券の保管を委託する場合は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の保管振替制度による方法もしくは当社が別途定める方法によるものとします。この場合において、機構に届け出るお客様の名義および住所は、本口座の名義およびお届け住所と同一であるものとします。
- (2)当社は、事故株券その他の瑕疵ある有価証券については、これを保護預りしないものとします。
- (3)お客様が当社から保護預り有価証券を出庫する場合は、当社が別途定める方法によるものとします。

第20条（金銭の受渡方法）

- (1)お客様が本口座へ金銭を預け入れる場合は、当社が指定する金融機関口座へ振込みにより行うものに限るものとし、当社は当該金融機関口座への振込みによる入金を確認した後に、本口座へ入金するものとします。
- (2)お客様が本口座から金銭を引き出す場合は、当社が別に定める「振込先指定方式取扱規定」により行うものとします。また、金銭の引出請求にかかる当社の受付時間および受け付ける金額の範囲は、当社が定めるものとします。
- (3)お客様が本口座の他に当社に開設する取引口座と本口座の間で、金銭の振替または入出金する方法は、当社が定めるものとします。

第21条（キャッシング）

- (1)お客様は、MRFについて、受益権または金銭の返還請求に基づき当社が引き渡すべき金銭相当額を、返還請求を行う当日に受け取ることを希望する場合は、本条に定める方法（以下「キャッシング」といいます。）によるものとします。
- (2)お客様は、前項に定めるキャッシングについて、収納代行取引、その他当社が認める取引に限り利用できるものとします。お客様からのキャッシングの申込みについては、当社が別途定める手続により行われるものとし、その都度の利用申込書の提出は不要とします。
- (3)お客様からキャッシングの申込みがあった場合、当社は、MRFの残高および申込日の前日までの果実に基づき計算されたそれぞれの返還可能金額と500万円以内の金額で当社が定める金額のうちいずれか少ない金額を限度として、MRFを担保に金銭を貸し付けることができます。ただし、お客様の取引状況等により貸付けをしない場合があります。
- (4)当社は、お客様からのキャッシングの申込日に、貸付金額に相当するMRFについて当該貸付けの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、その換金手続を行います。
- (5)当社は、前項の換金手続に基づく金銭の受渡日に、この金銭をもって自動的に貸付残高全額の返済に充当します（当該金銭のうち、お客様からのキャッシングの申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差し引いた金額に相当する金額については、貸付利息として当社がもらい受けます）。なお、当該貸付利息に相当する果実の明細はお客様にお知らせしないことがあります。
- (6)当社は、第4項に定める換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、第4項の換金手続に基づく金銭と、第3項の貸付けにかかる金銭およびその利息との差額をお客様に請求できるものとします。

第22条（不足金の入金）

- (1)本口座に不足金が発生した場合には、お客様は当社の定める時限までに当該不足金を入金するものとします。
- (2)本口座において、差金決済取引に該当する同一銘柄の買付約定と売付約定がある場合には、お客様は本口座におけるお預り金またはMRFの残高状況にかかわらず、当該買付代金の一部または全部を当該時限までに入金するものと

します。

- (3)お客様が当社の定める時限までに不足金を入金しない場合、当社は、任意でお客様の計算において保護預り有価証券等を処分し、その代金を当該不足金に充当することができるものとし、さらに不足があるときはお客様に当該不足額の支払を請求することができるものとし、
- (4)本口座に不足金が発生している場合には、当社は、お客様の取引その他本サービスの利用、保護預り有価証券または金銭の引出しを制限できるものとし、

第23条（金銭の受渡内容に関する確認）

金銭の受渡等について、お客様と当社との間で疑義が生じたときは、第18条に準じて取扱うものとし、

第24条（情報利用の制限）

- (1)お客様は、本サービスにより当社から提供を受けた情報については、次のことは行わないものとし、
 - ①情報を自己または第三者の営業に利用することはもちろん、第三者へ提供する目的で情報を加工または再利用すること。
 - ②お客様の認証番号を第三者の利用に供すること。また、本サービスによる情報およびその内容を第三者に漏洩し、または第三者と共同して利用すること。
- (2)お客様における情報の使用が前項に違反するものと当社または金融商品取引所等が判断した場合、当社は情報の提供を中止するものとし、なお、情報の提供の中止によりお客様に発生した費用または損害等は全てお客様の負担とし、お客様は当社および金融商品取引所等に対し請求は行わないものとし、

第25条（料金）

- (1)当社はお客様より本口座の利用料をいただくことがあります。この利用料は当社が定める金額とし、当社が定める方法で当社に入金していただくこととします。
- (2)前項によるほか、当社はお客様より事務手続に係る費用をいただくことがあります。この手数料は当社が定める金額とし、当社が定める方法で当社に入金していただくこととします。
- (3)一旦お支払いいただいた利用料および手数料は返却しないこととします。

第26条（本サービスの変更、中止、制限）

- (1)当社は、お客様に通知することなく、本サービスの内容を変更または中止することがあります。
- (2)当社は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、お客様に通知することなく、お客様の本サービスの利用につき、当社が必要と認める範囲で中止または制限することがあります。当社は当該中止または制限の理由につき開示できない場合があります。
 - ①当社が、お客様が本サービスの利用において通常の範囲を逸脱し過度の利用を行うものと判断した場合。
 - ②お客様が第3条の本人確認に応じない場合。
 - ③お客様の本人特定事項に疑義があるものと当社が判断した場合
 - ④当社が、お客様の取引状況やお客様からのお預り資産の状況等に鑑み、本サービスの利用を制限することが適当であると判断した場合。
 - ⑤お客様が第29条第1項第2号から第21号に該当するおそれがあるものと当社が判断した場合。
 - ⑥本サービスの利用に当たり、お客様が登録されたご自身の情報が最新の情報でなかった場合。
 - ⑦通信回線、通信機器、コンピュータシステム機器の障害または混雑による情報伝達の遅延、不能、誤作動、誤操作等が発生した場合。

- ⑧本サービスにより提供する情報の誤謬、停滞、省略または中断が発生した場合。
- ⑨天災や事変などの非常事態が発生した、または発生するおそれがある場合。
- ⑩本サービスの提供、またはその前提となる行為が、当社に適用のある法令、規則、官公庁の命令等に基づき制限または停止が必要となる場合。
- ⑪第31条第1項で定義する指定金融機関およびデータプロバイダ等が実施する定期・不定期のメンテナンスが実施される場合。
- ⑫その他お客様による本サービスの利用が不相当であると当社が判断した場合。

(3)前2項の本サービスの変更、中止または制限によりお客様に生じた損害に対しては、当社はその責を負わないものとします。ただし、前項第7号、8号については、第30条第3号、第4号の定めによるものとします。

第27条（届出事項の変更）

- (1)お客様は、本口座開設後、住所、電話番号、氏名、職業、勤務先、内部者登録、投資目的等の届出事項につき変更があるときは、当社の定める方法により、遅滞なくその内容を当社へ届け出るものとします。
- (2)前項の場合、当社は第3条により本人確認をすることがあります。

第28条（通知の効力）

お客様の届出による住所または電子メールアドレスあてに、当社よりなされた諸通知が、転居や不在、変更や削除など当社の責に帰すことができない理由により、延着し、または到着しなかった場合は、通常到達すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

第29条（解約）

- (1)当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、本サービスを解約できるものとします。
 - ①お客様が当社所定の用紙に必要事項を記入のうえ、本サービスの解約を申し出た場合。
 - ②お客様が支払うべき金銭を当社の定める時限までに当社へ支払わない場合。
 - ③お客様の取引が公正な市場価格の形成に弊害をもたらしている、またはそのおそれがあると当社が判断した場合。
 - ④お客様が本口座に係る届出事項または第3条の本人確認に係る本人特定事項等について事実と反する届出等を行ったと当社が認めた場合。
 - ⑤お客様がこの約款および当社の他の規定・約款、その他法令諸規則等に違反した場合。
 - ⑥お客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等もしくはこれらに準ずるもの、またはこれらであったものと当社が判断した場合。
 - ⑦お客様が当社および当社役職員に対し以下の行為を行い、または行うおそれがあると当社が判断した場合。
 - ア第6号に掲げるものと標榜する行為。
 - イ名誉または信用を毀損する行為。
 - ウ誹謗、中傷もしくは脅迫の言辞または暴力を用いる行為。
 - エ虚偽の風説の流布、偽計または威力により業務を妨害する行為。
 - オその他違法行為または法的な責任を超えた不当要求行為。
 - ⑧お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたと当社が認めた場合。
 - ⑨お客様よりお預りする資産の全部または一部が犯罪行為により不正に取得したものであると当社が判断した場合。
 - ⑩当社への届出事項、取引内容、当社からの連絡や資料の提出の求めに対するお客様の回答、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、お客

様の口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され又はそのおそれがあると当社が判断した場合。

- ⑪お客様が当社の定める範囲内および期間内に本サービスを利用されない場合。
 - ⑫お客様が日本国内の居住者でなくなる場合、もしくは非居住者となった場合。ただし、お客様が、当社が別に定める取扱いについてご承認のうえ、当社所定の手続きをしていただき、当社が承諾した場合には、その定められた範囲でお取扱いを継続することができます。
 - ⑬お客様が第27条の届出を怠るなどして、相当の期間当社からの連絡が不通となった場合。
 - ⑭お客様が第34条に定めるこの約款の変更に同意しない場合。
 - ⑮お客様の所在が不明となり、不在者財産管理人が選任された場合。
 - ⑯お客様が死亡（認定死亡を含む）したことを当社が確認した場合、または失踪の宣言を受けた場合。
 - ⑰お客様が意思能力を失い、その回復の見込みがないと当社が判断した場合。
 - ⑱お客様、お客様の代理人およびお客様の関係者等が当社に対し、損失補てん等、当社に履行義務のない行為を不当に要求した場合。
 - ⑲お客様が本口座を第三者と共同利用している、または第三者に貸与している疑いがあると当社が判断した場合。
 - ⑳同一のお客様において、当社の事由による場合を除き、複数の口座保有が認められた場合。
なお、事由のいかんを問わず、その重複口座の解消のため、全ての口座、または一部の口座は解約となります。
 - ㉑前各号のほか、当社がお客様との取引の継続が望ましくないと判断した場合、またはその他やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合。
- (2)当社は、前項各号に該当すると判断した理由についてお客様に開示できない場合があります。
- (3)本サービスが解約された場合、第2条第2項に規定する取引またはサービスも同時に解約されることとします。
- (4)本サービスが解約された場合、当社はお客様よりお預りする金銭および保護預り有価証券を当社の定める方法により返還するものとします。
- (5)本サービスが解約された場合、当社は法令諸規則等および当社所定の手続きに従い本口座を廃止できるものとします。
- (6)前5項により本サービスが解約された際にお客様に生じた損害に対しては、当社はその責を負わないものとします。
- (7)お客様の口座において、取引およびログインが3年間行われず、かつ、金銭、MRFその他の有価証券等の残高がない場合、当社はお客様に対し当社との取引継続の意思を確認する通知を行い、当該通知から30日以内に取引継続のお申し出がないときには、本サービスを解約できるものとします。当該通知は、お客様が当社にご登録した電子メールアドレスへの電子メールの送信によって行い、当社に電子メールアドレスを登録していないお客様には郵送にて行います。本項による解約には、本条第3項、第5項、第6項が適用されるものとします。

第30条（免責事項）

当社は、次の事由によりお客様および第三者に生じた損害について、その責を負わないものとします。

- ①お客様の認証番号をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、予め当社に届け出られている認証番号と一致することを当社が確認して本人認証がなされたうえで行われた本サービスの利用により生じた損害。
- ②第4条に基づき、当社所定の本人認証がなされたうえで行われた本サービスの利用により生じた損害。

- ③通信回線、通信機器、コンピュータシステム機器の障害または混雑による情報伝達の遅延、不能、誤作動、誤操作等により生じた損害で、当社の故意または重過失に起因するものでないもの。
- ④本サービスにより提供する情報の誤謬、停滞、省略または中断により生じた損害で、当社の故意または重過失に起因するものでないもの。
- ⑤お客様の認証番号、取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害で、当社の故意または重過失に起因するものでないもの。
- ⑥電信、郵便または他金融機関の誤謬、遅延等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害。
- ⑦天災地変、政変、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、取引注文の執行、金銭の授受または有価証券の寄託の手続等が遅延し、または不能となった場合に生じた損害。
- ⑧金融商品取引所が、その規則に基づいて有価証券の売買の取消し、売買の停止等を行ったために生じた損害。
- ⑨所定の手続により返還の申出がなかったため、または所定の手続に不備があったためにお預りした有価証券または金銭を返還しなかったことにより生じた損害。
- ⑩お預り当初から、有価証券について瑕疵またはその原因となる事実があったことにより生じた損害。
- ⑪本サービスの利用に関し、お客様による本サービスの内容またはその利用方法についての誤解や理解不足等により生じた損害。
- ⑫金銭の入出金や有価証券等の入出庫において、投資機会を逸失したことにより生じた損害。
- ⑬第7条から第13条に規定する当社の定める事項について変更がなされたことにより生じた損害。
- ⑭第27条の届出がないこと、または届出が遅延したことにより生じた損害。
- ⑮第29条による本サービスの解約に伴い生じた損害。

第31条（API接続サービス）

- (1)お客様は、本条を含む本約款にご同意の上、本サービスのうち、即時入金サービス、即時出金サービスまたは投資信託の取引におけるウェブかんたん銀行つみたてサービス（以下「ウェブかんたん銀行つみたて」といいます。）の利用開始の申込を行うことにより、API接続サービス（以下「API接続サービス」といいます。）をご利用することができます。なお、お客様は、申込に際してまたは口座振替契約の締結に際して（金融機関により異なります。）、連携する金融機関（以下「指定金融機関」といいます。）とその預貯金口座（以下「指定預貯金口座」といいます。）の指定を行っていただきます。

お客様は、当社のAPI接続サービスを利用されることで、指定金融機関の指定預貯金口座とお客様の本口座とを連携させることにより、本サービスのうち、指定預貯金口座と本口座との間での、即時入金サービス、即時出金サービスまたは投資信託の取引におけるウェブかんたん銀行つみたて（いずれも、お客様の委託を受けて、インターネット経由で、口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことを指定金融機関に指図する内容の更新系サービスとなります。）を、当社所定の方法により、本口座に関するウェブ上の操作で行うことが可能となります。但し、一部の指定金融機関ではご利用になれない場合があります。また、API接続サービスを利用して行われる更新系サービスについて、お客様は指定金融機関から指定金融機関所定の手数料を請求される場合がございます。

なお、当社によるAPI接続サービスの提供に伴うお客様の情報の取得は、次のいずれかの方法により行われます。

- (i)お客様がご提供された認証情報を利用して指定金融機関にログインし、デー

タを取得します。

- (ii)お客様からのご同意に基づいて、指定金融機関のAPIを利用してデータを取得します。
- (2)API接続サービスのご利用は、前項記載のお客様による指定金融機関の指定に伴い開始され、同指定の解除に伴い終了します。なお、この指定ですが、申込に先立ち口座振替契約を締結しその時点で指定する場合、ウェブかんたん銀行つみたての申込に際して指定すれば足りる場合等、指定金融機関により指定の時期が異なります。また、指定金融機関および指定預貯金口座の指定を変更または解除する場合には、当社の定める方法により届出を行う必要があります。
- (3)API接続サービスの利用時間は、本サービス中の当社入出金サービスの利用時間に準じます。
- (4)API接続サービスは、指定金融機関ではなく当社が主体となって提供するサービスであり、当社は、銀行代理業者または銀行の外部委託先ではありません。また、API接続サービスのご利用に当たり、お客様は、指定金融機関のウェブサイトだけではなく、当社のウェブサイトにおいて、最新の指定金融機関の口座情報等を登録していただく必要があります。
- (5)当社は、その判断によりAPI接続サービスの内容、アプリまたはソフトウェアの仕様などを予告なく変更することがあります。

第32条（補償）

- (1)本サービスの不正利用により生じた出金等の結果お客様に損害が発生した場合には、当社は、お客様からの請求により、当社所定の基準に従いその損害の全部または一部の額を補償することがあります。補償金額の上限は、不正利用が発生した時点における本口座において当該不正利用により減損したお預り資産の時価相当額を上限とします。
- (2)当社は、API接続サービスの信頼性を高めるために最善の努力をしますが、API接続サービスが提供する情報などの完全性、正確性、確実性、有用性、適時性などについて、以下の場合を含め、一切の責任を負わず、保証も行わないものとします。
- ①お客様がご提供される指定金融機関に届け出られているお客様ご自身の認証情報などに誤りがあった場合、本口座だけでなく指定預貯金口座における正しいパスワードなどが失効する可能性があります。
 - ②当社のシステムまたは指定金融機関のシステムの故障、不具合、一時停止などにより、本サービスを提供できない場合があります。
 - ③指定金融機関から取得する指定預貯金口座の情報などがいかなる事情であるかを問わず正しくない場合があります。
- (3)前二項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当社は一切補償を行いません。
- ①お客様が、不正利用に気づいた日から3営業日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることをお客様が証明した場合は、3営業日に当該事情が継続している期間を加えた日数とします。）以内に、当社に不正利用の事実について通知を行わなかった場合。
 - ②お客様のご親族等による出金の場合。
 - ③お客様が当社に虚偽の説明を行った場合。
 - ④その他お客様ご自身に本サービスの利用に必要な本口座または指定預貯金口座のIDやパスワードの管理に過失が認められ、その過失が原因となり不正利用が生じた場合。
 - ⑤戦争・暴動等の社会秩序の混乱に乗じてなされた場合。

第33条（苦情受付窓口）

本サービスの利用に関連する当社への苦情は、当社ウェブサイトに記載の当

社苦情受付窓口または指定金融機関の苦情受付窓口でお受けするものとします。

第34条（反社会的勢力の排除）

お客様は、次の各号に規定する事項について、確約するものとします。

- (1)過去5年以内および現在、暴力団、暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標ぼうゴロ・特殊知能暴力集団等・その他これらに準じる者等の反社会的勢力、反社会的勢力が法人のお客様の経営を支配または実質的に関与していると認められる場合、お客様が反社会的勢力を利用していると認められる場合、お客様が反社会的勢力に対して資金の提供その他便宜の供与をしていると認められる場合および反社会的勢力とお客様が社会的に非難されるべき関係を有している場合に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
- (2)自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をしまは暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準じる行為を行わないこと。
- (3)前二号のいずれかに該当し、もしくはいずれかに該当する行為をし、または本約款に同意した時点で前二号に違反していたことが判明していた場合には、当社が事前に通知または催告することなく本サービスを停止および解約することができること。当該停止または解約に対して異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、すべてお客様の責任とすること。

第35条（他の規定、約款の適用）

この約款に定めのない事項については、第2条第2項に列挙されている約款・規定、その他商品・サービス毎の取引規定により取扱います。

第36条（事務処理の第三者への委託）

- (1)当社は、お客様の取引に関する情報を含む事務処理を、当社以外の第三者に委託することができるものとします。
- (2)当社が事務処理を委託する第三者は、保有するお客様の個人情報を厳正に管理し、その業務の目的以外に使用しないものとします。

第37条（準拠法、合意管轄）

- (1)この約款に関する準拠法は日本国法とします。
- (2)この約款に関しお客様と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、当社は、当社本店の所在地を管轄する東京地方裁判所または東京簡易裁判所を指定することができるものとします。

第38条（約款の変更）

この約款は、法令、監督官庁の指示、金融商品取引所もしくは日本証券業協会等が定める諸規則の変更があった場合、または当社が必要と認める場合に、変更されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、お客様において所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱うものとします。

第39条（個人情報等の取扱い）

米政府および日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。なお、米国における個人情報の保護

に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf) に掲載されておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

- ①米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織
- ②米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人またはその他の組織
- ③FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条および1472条の適用上、適用外受益者として扱われる金融機関を除きます。）

以上
(2023年3月18日)

2023年3月18日改定附則

本約款第29条第7項に定める期間の始期は、約款変更の効力発生時にかかわらず、お客様の最終の取引時またはログイン時から起算するものとします。

保護預り約款

第1条（この約款の趣旨）

この約款は、お客様とマネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定められたものです。

第2条（保護預り証券）

- (1)当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。
- (2)当社は、前項によるほか、お預りした証券が振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところによりお預りします。
- (3)この約款に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。

第3条（保護預り証券の保管方法及び保管場所）

当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- ①保護預り証券については、当社において安全確実に保管します。
- ②金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。
- ③保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混合して保管することがあります。
- ④前号による保管は、大券をもって行うことがあります。
- ⑤当社は、前各号に定めるほか、第三者に当社の保管業務を委託することがあります。

第4条（混合保管等に関する同意事項）

前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- ①お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。
- ②新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。

第5条（混合保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い）

混合して保管している債券が抽せん償還に当選した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規定により公正かつ厳正に行います。

第6条（共通番号の届出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第6条の2（当社への届出事項）

- (1)「保護預り口座設定申込書」に押なつされた印影（当社が別途定めるお客様ののみ）及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。

- (2)お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下第23条を除き「株券等」といいます。）に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類をご提出願うことがあります。

第7条（保護預り証券の口座処理）

- (1)保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。
(2)金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。

この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取り扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。

第8条（担保にかかる処理）

お客様が保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

第9条（お客様への連絡事項）

- (1)当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。
- ①名義書換又は提供を要する場合には、その期日
 - ②混合保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還額
 - ③最終償還期限
 - ④残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告
- (2)残高照合のためのご報告は、1年に1回（信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には2回）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通ずる場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含めて行います。その内容にご不審の点があるときには、すみやかに当社のコールセンターに直接ご連絡ください。
- (3)当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- (4)当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- ①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - ②当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第10条（名義書換等の手続きの代行等）

- (1)当社は、ご依頼があるときには株券等の名義書換、併合、分割又は株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。
(2)前項の場合は所定の手続料をいただきます。

第11条（償還金等の代理受領）

保護預り証券の償還金（混合保管中の債券について第5条の規定に基づき決定

された償還金を含みます。以下同じ。)又は利金(分配金を含みます。以下同じ。)の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。なお、発行体からの償還金又は利金の支払い状況によっては、お客様へのお支払いが当該予定日より遅延することもあります。

第12条 (保護預り証券の返還)

保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続きください。

第13条 (保護預り証券の返還に準ずる取扱い)

当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

- ①保護預り証券を売却される場合
- ②保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合
- ③当社が第11条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

第14条 (届出事項の変更手続き)

- (1)お届出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」、「個人番号カードの写し」等の書類をご提出願うこと等があります。
- (2)当社が別途定めるお客様が印鑑を喪失されたためお届出印鑑を改印される場合は、「印鑑証明書」その他当社が必要と認める書類を添えて当社所定の「改印届」その他の書面に必要事項を記載し、「印鑑証明書」の印鑑に符合する印影を押納つしてご提出ください。
- (3)前2項により「印鑑証明書」のご提出を要する場合にそのご提出ができないときは、当社の認める保証人の「印鑑証明書」をご提出ください。
- (4)前3項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預り証券の返還のご請求には応じません。

第15条 (保護預り管理料)

- (1)当社は、口座を設定したときは、その設定時及び口座設定後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことができますものとします。
- (2)当社は、前項の場合、売却代金等の預り金又はMRFその他当社が指定する有価証券があるときは、それらから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、保護預り証券の返還のご請求には応じないことがあります。

第16条 (解約)

次に掲げる場合は、契約は解約されます。

- ①お客様より解約のお申出があった場合
- ②前条による料金の計算期間が満了したときに保護預り証券の残高がない場合(融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除く)
- ③第24条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合
- ④お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た場合
- ⑤お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合
- ⑥お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合
- ⑦その他やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

第17条 (解約時の取扱い)

- (1)前条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。
- (2)保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

第18条（公示催告等の調査等の免除）

当社は保護預り証券にかかる公示催告の申立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知はしません。

第18条の2（緊急措置）

法令の定めるところにより保護預り証券の移管を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第19条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①当社所定の手続きにおいて、不備がないと当社が認め、保護預り証券を返還した場合
- ②当社所定の手続きにおいて、不備があると当社が認めたため、保護預り証券を返還しなかった場合
- ③第9条第1項第1号のご通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きにつきご依頼がなかった場合
- ④お預り当初から保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があった場合
- ⑤天災地変等の不可抗力により、返還のご請求にかかる保護預り証券の返還が遅延した場合

第20条（振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意）

有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。平成21年1月5日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）が施行されております。以下同じ。）に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

第21条（特例社債等の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために社振法等に基づきお客様に求められている第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ①社振法附則第14条（同法附則第27条から第31条まで又は第36条において準用する場合を含みます。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
- ②その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等（社振法に基づく振替制度へ移行するために、当社から他社に再寄託する場合の当該再寄託の手続き等を含みます。）
- ③移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- ④振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ⑤社振法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、この約款によ

らず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

第22条（特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権（既発行の投資信託受益権について社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ①社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等（受益証券の提出など）を投資信託委託会社が代理して行うこと
- ②前号の代理権を受けた投資信託委託会社が、当社に対して、前号に掲げる社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること
- ③移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと
- ④振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ⑤社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

第23条（振替法の施行に伴う手続き等に関する同意）

当社は、振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、「株券等の保管及び振替に関する法律」（以下「保振法」といいます。平成21年1月5日から廃止されております。以下同じ。）第2条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の第1号から第16号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ①振替法の施行日（平成21年1月5日。以下「施行日」といいます。）の3ヶ月前の日から施行日の前日までの間、原則として、株券等をお預りしないこと及びお預りした株券等を返還しないこと
- ②施行日以後は、原則としてお預りした株券等を返還しないこと
- ③振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ④施行日の1ヶ月前の日から施行日の2週間前の前日までの間、当社は、当社において保管しているお客様の株券を機構に預託する場合があること。この場合、当社は、預託した旨をお客様に通知すること
- ⑤振替法の施行に向けた準備のため、当社は、機構が定める方式に従い、お客様の顧客情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、法定代理人に係る事項、その他機構が定める事項。以下同じ）を機構に通知すること
- ⑥当社が前号に基づき機構に通知した顧客情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の証券会社等に保護預り口座を開設している場合の当該他の証券会社等に通知される場合があること
- ⑦お客様の氏名又は名称及び住所等の文字のうち、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、第5号の通知の際、その全部又は一部を振替制度で指定された文字に変換して通知すること
- ⑧当社が第5号に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた実質株主等の通知等にかかる処理に利用すること

- ⑨当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものに限ります。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからホに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと
- イ 機構が定めるところによる振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
 - ロ その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続等
 - ハ 当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと
 - ニ 当社は、施行日前日までに機構に預託された特例新株予約権付社債に係る社債券については、施行日に特例新株予約権付社債の社債券の提出が行われ、お客様より移行申請がなされたものとみなすこと
 - ホ 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の5営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日及び機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと
- ⑩当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託投資証券（施行日前日に機構が保管振替機関（保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいいます。以下同じ。）として取扱うものに限ります。）に係る投資口の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載又は記録されていたお客様又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること
- ⑪当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託優先出資証券（施行日前日に機構が保管振替機関として取扱うものに限ります。）に係る優先出資の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載又は記録されていたお客様又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること
- ⑫発行者に対する前2号に掲げる振替決済口座の通知等については、機構が定めるところにより、当社が代わって行うこと
- ⑬施行日前において、保護預り株券（機構で保管しているものを除きます。）を返還する場合があること
- ⑭施行日前において、お客様へ保護預り株券（機構で保管しているものを除きます。）を返還する場合には、お客様の名義に書換えたうえで返還する場合があること
- ⑮上記のほか、当社は、振替法の施行に向けた準備のために、必要となる手続きを行うこと
- ⑯振替法に基づく振替制度に移行した振替株式等については、この約款によらず、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

第24条（この約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上
(2021年11月1日)

株式等振替決済口座管理約款

第1条（この約款の趣旨）

この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う振替株式等（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の「株式等の振替に関する業務規程」に定める「振替株式等」をいいます。以下同じ。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、お客様と当社との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

第2条（振替決済口座）

振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

(2)振替決済口座には、振替法に基づき内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替株式等の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権欄」といいます。）と、それ以外の振替株式等の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有欄」といいます。）とを別に設けて開設します。

(3)当社は、お客様が振替株式等についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

第3条（振替決済口座の開設）

振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(2)当社は、お客様から「口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

(3)振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の株式等の振替に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

第3条の2（共通番号の届出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第4条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日までとします。

(2)この契約は、お客様又は当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第5条（当社への届出事項）

「口座設定申込書」に記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における押なつされた印影及び代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

(2)お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等（以下「外国人等」といいます。）である場合には、前項の

申込書を提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類をご提出願うことがあります。

第6条（加入者情報の取扱いに関する同意）

当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等に係る記載又は記録がされた場合には、お客様の加入者情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第6条の2（加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意）

当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第7条（共通番号情報の取扱いに関する同意）

当社は、お客様の共通番号情報（氏名又は名称、住所、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第8条（発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出）

当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(2)前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ①総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知又は総受益者通知（以下第26条において「総株主通知等」といいます。）
- ②個別株主通知、個別投資主通知又は個別優先出資者通知
- ③株主総会資料、投資主総会資料又は優先出資者総会資料の書面交付請求（第22条第2項に規定する書面交付請求をいいます。）

第9条（発行者に対する振替決済口座の所在の通知）

当社は、振替株式の発行者が会社法第198条第1項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客様が同法第198条第1項に規定する株主又は登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構がお客様の振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第10条（振替制度で指定されていない文字の取扱い）

お客様が当社に対して届出を行った氏名若しくは名称又は住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第11条（振替の申請）

お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- ①差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
- ②法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの

- ③機構の定める振替制限日を振替日とするもの
- (2)お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社所定の日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、当社所定の手続きに従ってご提出ください。
- ①当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替株式等の銘柄及び数量
 - ②お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
 - ③前号の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者、優先出資者又は受益者（以下本条において「株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに第1号の数量のうち当該株主等ごとの数量
 - ④特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者（以下本条において「特別株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに第1号の数量のうち当該特別株主等ごとの数量
 - ⑤振替先口座
 - ⑥振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
 - ⑦前号の口座において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量並びに当該株主等の氏名又は名称及び住所並びに株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等
 - ⑧振替を行う日
- (3)前項第1号の数量のうち振替上場投資信託受益権の数量にあつては、その振替上場投資信託受益権の1口の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- (4)振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第5号の提示は必要ありません。また、同項第6号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- (5)当社に振替株式等の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに振替株式等の振替の申請があつたものとして取り扱います。
- (6)第2項の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限ります。）を行うお客様は、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権を同項第5号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権の株主、投資主、優先出資者若しくは受益者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

第12条（他の口座管理機関への振替）

当社は、お客様からお申出があつた場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当社で振替株式等を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社名、口座を開設している営業所名、口座番号及び口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別、加入者口座番号等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあつた場合は、正しく手続きが行われなことがあります。

- (2)前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

第13条（担保の設定）

お客様の振替株式等について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の手続きにより振替を行います。

第14条（登録質権者となるべき旨のお申出）

お客様が質権者である場合には、お客様の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当社に対し、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨のお申出をすることができます。

第15条（担保株式等の取扱い）

お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出又は特別受益者の申出をすることができます。

(2)お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権又は株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権及び新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権（以下「担保株式等」といいます。）の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

(3)お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載又は記録がなくなったとき又は当該記録に係る株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権若しくは新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権についてその買取りの効力が生じたとき若しくはその買取請求の撤回の承諾後に当該記録における振替先口座に当該振替株式、当該振替投資口、当該振替新株予約権付社債、当該振替新株予約権若しくは当該振替新投資口予約権の数についての記載若しくは記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

第16条（担保設定者となるべき旨のお申出）

お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式等（登録質の場合は振替株式、振替投資口又は振替優先出資）について、当社に対し、振替株式等の質権設定者（登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者又は登録優先出資質権設定者）となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

(2)お客様が特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

第17条（信託の受託者である場合の取扱い）

お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記載又は記録をすることを請求することができます。

第18条（振替先口座等の照会）

当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの

振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

- (2)お客様が振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求若しくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。
- (3)お客様が当社に対する振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求若しくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

第19条（振替新株予約権付社債の元利金請求の取扱い）

お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について、当社に対し、元利金の支払いの請求を委任するものとします。

- (2)お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の元利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

第20条（振替新株予約権付社債等の償還又は繰上償還が行われた場合の取扱い）

お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、償還又は繰上償還が行われる場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、抹消の申請があったものとみなします。

第21条（振替株式等の発行者である場合の取扱い）

お客様が振替株式、振替投資口又は振替優先出資の発行者である場合には、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされているお客様の発行する振替株式、振替投資口又は振替優先出資（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）について、当社に対し、一部抹消の申請をすることができます。

第21条の2

お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求又は新投資口予約権買取請求の目的で振替を受けた振替株式、振替投資口、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、当社に対し、反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知又は反対新投資口予約権者の通知をしていただきます。

第22条（個別株主通知等の取扱い）

お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（振替法第154条第4項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。

- (2)お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第325条の5第1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項に基づく投資主総会資料の書面交付請求及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていないと必要があります。

- (3)前項の場合は、所定の手続料をいただきます。

第23条（単元未満株式の買取請求等）

お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。

(2)前項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。

(3)お客様は、第1項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求に係る単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。

(4)お客様は、第1項の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行うときは、当該売渡請求に係る発行者への売渡代金の支払いは、当社を通じて行っていただきます。

(5)お客様は、第1項の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求に係る取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。

(6)第1項の場合は、所定の手続料をいただきます。

第24条（会社の組織再編等に係る手続き）

当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。

(2)当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。

第24条の2（振替上場投資信託受益権の併合等に係る手続き）

当社は、振替上場投資信託受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

(2)当社は、信託の併合に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

第24条の3（振替受益権の併合等に係る手続き）

当社は、振替受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

(2)当社は、信託の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

第24条の4（振替上場投資信託受益権等の抹消手続き）

振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

(2)振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。

第25条（配当金等に関する取扱い）

お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（以下「預金口座等」といいます。）への振込みの方法により配当金又は分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金又は分配金を受領する預金口座等の指定（以下「配当金等振込指定」といいます。）の取

次ぎの請求をすることができます。

- (2)お客様は、当社を經由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録配当金等受領口座」といいます。）への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金又は分配金を受領する方法（以下「登録配当金等受領口座方式」といいます。）又はお客様が発行者から支払われる配当金又は分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量（当該発行者に係るものに限り、）に応じて当社に対して配当金又は分配金の支払いを行うことにより、お客様が配当金又は分配金を受領する方式（以下「株式数等比例配分方式」といいます。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。
- (3)お客様が前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ①お客様の振替決済口座に記載又は記録がされた振替株式等の数量に係る配当金等の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。
- ②お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量に係る配当金又は分配金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。
- ③当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関及び当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。
- ④お客様に代理して配当金又は分配金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金又は分配金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの配当金又は分配金の受領割合等については、発行者による配当金又は分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。
- ⑤発行者が、お客様の受領すべき配当金又は分配金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金又は分配金の支払債務が消滅すること。
- ⑥お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。

イ 機構に対して株式数等比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者

ロ 機構加入者

ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第225条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者

- (4)登録配当金等受領口座方式又は株式数等比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

第25条の2（振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等）

当社は、ご依頼があるときは、振替受益権について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国又は地域（以下「国等」といいます。）の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合

を除きます。)

なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める約款により管理することがあります。

- (2) 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権の信託財産について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。)

第25条の3（振替受益権の信託財産の配当等の処理）

振替受益権の信託財産に係る配当金又は収益分配金等の処理、新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利又は株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、処理することとします。

第25条の4（振替受益権の信託財産に係る議決権の行使）

振替受益権の信託財産に係る株主総会（受益者集会を含む。以下同じ。）における議決権は、お客様の指示により、当該振替受益権の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

第25条の5（振替受益権に係る議決権の行使等）

振替受益権に係る受益者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。

第25条の6（振替受益権の信託財産に係る株主総会の書類等の送付等）

振替受益権の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利又は利益に関する諸通知及び振替受益権に係る信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。

第25条の7（振替受益権の証明書の請求等）

お客様は当社に対し、振替法第127条の27第3項の書面の交付を請求することができます。

- (2) お客様は、振替法第127条の27第3項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。

第26条（総株主通知に係る処理）

当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。）における株主（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。）の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。

- (2) 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者（振替上場投資信託受益権にあっては発行者及び受託者。次項において同じ。）に対し、通知株主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告した

お客様について、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。

- (3)機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等に係る事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。
- (4)当社は、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定めるところにより、お客様の氏名又は名称及びその他機構が定める情報が、総受益者通知において、振替上場投資信託受益権の発行者及び受託者又は振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客様にご同意いただいたものとして取り扱います。

第27条（お客様への連絡事項）

当社は、振替株式等について、次の事項をお客様にご通知します。

- ①最終償還期限（償還期限がある場合に限りです。）
 - ②残高照合のための報告
- (2)前項の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のコールセンターに直接ご連絡ください。
 - (3)当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
 - (4)当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
 - (5)当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
 - ①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - ②当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第28条（振替新株予約権等の行使請求等）

お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日、元利払期日及び当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

- (2)お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- (3)お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振

替新投資口予約権について、発行者に対する新投資口予約権行使請求及び当該新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新投資口予約権行使により交付されるべき振替投資口の銘柄に係る投資主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新投資口予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

- (4)前3項の発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。
- (5)お客様は、第1項、第2項又は第3項に基づき、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求をする振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。
- (6)お客様は、前項に基づき、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使又は新投資口予約権行使に係る払込金の振込みを委託していただくものとします。
- (7)お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、新株予約権行使期間又は新投資口予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権又は振替新投資口予約権の抹消を行います。
- (8)お客様は、当社に対し、第1項の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。
- (9)前8項の場合は、所定の手続料をいただきます。

第29条（振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い）

- 振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。
- (2)当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第30条（振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求）

- お客様（振替新株予約権付社債権者である場合に限り）は、当社に対し、振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第194条第3項各号に掲げる事項を証明した書面（振替法第222条第3項に規定する書面をいいます。）の交付を請求することができます。
- (2)お客様は、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。また、お客様は、反対新株予約権付社債権者が振替法第222条第5項に規定する書面の交付を受けたときは、当該反対新株予約権付社債権者が当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債につ

いて、振替の申請をすることはできません。

(3)第1項の場合は、所定の料金をいただくことがあります。

第31条（振替口座簿記載事項の証明書¹の交付又は情報提供の請求）

お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書面（振替法第277条に規定する書面をいいます。）の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。

(2)当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接又は機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法による提供をします。

(3)第1項の場合は、所定の料金をいただくことがあります。

第32条（届出事項の変更手続き）

氏名若しくは名称、法人の場合における印章及び代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったとき又は法人の場合における印章を失ったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」、「個人番号カードの写し」等の書類をご提出願うこと等があります。

(2)前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ振替株式等の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

(3)第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

第33条（機構からの通知に伴う振替口座簿の記載又は記録内容の変更に関する同意）

機構から当社に対し、お客様の氏名若しくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨又はお客様が法律により振替株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨若しくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第34条（口座管理料）

当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び振替決済口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

(2)当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振替株式等の売却代金等の支払いのご請求には応じないことがあります。

第35条（当社の連帯保証義務）

機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- ①振替株式等の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分（振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。）のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金、振替上場投資信託受益権の収益の分配金等並びに振替受益権の受益債権に係る債務の支払いをする義務
- ②その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第36条（複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知）

当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する振替株式等についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。

- ①銘柄名称
- ②当該銘柄についてのおお客様の権利の数量を顧客口に記載又は記録をする当社の直近上位機関及びその上位機関（機構を除きます。）
- ③同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載又は記録がなされる場合、前号の直近上位機関及びその上位機関（機構を除きます。）の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのおお客様の権利の数量

第37条（機構において取り扱う振替株式等の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

当社は、機構において取り扱う振替株式等のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

- (2)当社は、当社における振替株式等の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第38条（解約等）

次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されなるときも同様とします。

- ①お客様から解約のお申出があった場合
 - ②お客様が手数料を支払わないとき
 - ③お客様がこの約款に違反したとき
 - ④第34条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合
 - ⑤お客様が第43条に定めるこの約款の変更に同意しないとき
 - ⑥お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
 - ⑦お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
 - ⑧お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
 - ⑨やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
- (2)次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。
- ①お客様の振替決済口座に振替株式等についての記載又は記録がされている場合
 - ②お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録されているとき、お客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるとき又はお客様が他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知若しくは反対新投資口予約権者の通

知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者若しくは反対新投資口予約権者であるとき

- ③お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整新投資口予約権数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数又は調整受益権数に係る振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合
- (3)前2項による振替株式等の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- (4)当社は、前項の不足額を引取りの日第34条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第34条第2項に準じて売却代金等の預り金から充当することができるものとします。

第39条（解約時の取扱い）

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第40条（緊急措置）

法令の定めるところにより振替株式等の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第41条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①第32条第1項による届出の前に生じた損害
- ②当社が相当の注意をもって所定の手続きを行い、手続きに不備がないものと認めて振替株式等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替株式等の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ④前号の事由により振替株式等の記録が滅失等した場合、又は第19条及び第25条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑤第40条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

第42条（振替法の施行に向けた手続き等に関する同意）

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に伴い、お客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管及び振替に関する法律（以下「保振法」といいます。）第2条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ①振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること。
- ②当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものを除きます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからヘに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと。

イ 機構が定めるところによる振替受入簿の記載又は記録に関する機構へ

の申請

- ロ その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続等
- ハ 当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと。
- ニ 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の5営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日及び機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと。
- ホ 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。
- ヘ 振替法に基づく振替制度に移行した特例新株予約権付社債については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること。
- ③機構が名義書換の請求を行った機構名義の振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資であって、機構の特別口座に記載又は記録された振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資について、発行者に対し、特別口座開設について機構との共同請求を行おうとするときには、お客様が当社から当該振替株式に係る株券、振替投資口に係る投資証券及び協同組織金融機関の振替優先出資の優先出資証券の交付を受けた場合には、当社を経由して、機構に対し、当該請求に係る協力を依頼すること。
- ④当社は、施行日後1年を経過した後に、当社の定める方法によりお預りした株券等について廃棄等の処分を行うこと。
- ⑤上記のほか、当社は、振替法の施行に伴い必要となる手続きを行うこと。

第42条の2（振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意【特例上場投資信託受益権に関する規定】）

お客様が有する特例上場投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例上場投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号から第6号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ①振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
- ②その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）
- ③移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。
- ④振替法に基づく振替制度に移行した特例上場投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること。
- ⑤機構が必要と認める日においては、第1号に掲げる申請を受け付けないこと。
- ⑥振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること。

第42条の3（振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意【特例受益権に関する規定】）

「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第61条の規定による振替法の一部改正の施行に伴い、お客様が有する特例受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号から第6号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ①振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
- ②その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）

- ③移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。
- ④振替法に基づく振替制度に移行した特例受益権については、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること。
- ⑤機構が必要と認める日においては、第1号に掲げる申請を受け付けないこと。
- ⑥振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を經由して行う場合があること。

第43条（この約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

第44条（個人情報の取扱い）

お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

以上
(2022年9月1日)

振替決済口座管理約款

第1条（この約款の趣旨）

この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。以下同じ。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振替国債」といいます。）に係るお客様の口座を、マネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定められるものです。

第2条（振替決済口座）

- (1)振替国債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2)振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振替国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。
- (3)当社は、お客様が振替国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

第3条（振替決済口座の開設）

- (1)振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。
- (2)当社は、お客様から「口座設定申込書」による振替決済口座開設の申し込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- (3)振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

第3条の2（共通番号の届出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第4条（当社への届出事項）

「口座開設申込書」に押なつされた印影（当社が別途定めるお客様のみ）及び記載された住所、氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名、共通番号等とします。

第5条（振替の申請）

- (1)お客様は、振替決済口座に記載又は記録がされている振替国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。
 - ①差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの。
 - ②法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの。
- (2)前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
 - ①減額及び増額の記載又は記録がされるべき振替国債の銘柄及び金額
 - ②お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び

内訳区分

③振替先口座

④振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分

(3)前項第1号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。

(4)振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

第6条（他の口座管理機関への振替）

(1)当社は、お客様から申し出があった場合には、他の口座管理機関の口座へ振替を行うことができます。また、当社で振込国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われなことがあります。

(2)前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。

第7条（分離適格振込国債に係る元利分離申請）

(1)振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離適格振込国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの。

(2)前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。

①減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額

②お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別

(3)前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第8条（分離元本振込国債等の元利統合申請）

(1)振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。

差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの。

(2)前項に基づき、お客様が元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。

①増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額

②お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別

(3)前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第9条（みなし抹消申請）

振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債が償還（分離利息振込国債にあっては、利子の支払）された場合には、お客様から当社に対し、当該振込国債について、振替法に基づく抹消の申請があったものとみなして、当社がお客様に代わってお手続きさせていただきます。

第10条（担保の設定）

お客様の振込国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めると

ころに従い、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

第11条（お客様への連絡事項）

- (1) 当社は、振込国債について、次の事項をお客様にお知らせします。
 - ① 最終償還期限
 - ② 残高照合のための報告事項、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告事項
- (2) 残高照合のためのご報告は、1年に1回以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社のコールセンターに直接ご連絡ください。
- (3) 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (4) 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- (5) 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
 - ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第12条（元利金の代理受領等）

振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の元金及び利子の支払があるときは、日本銀行が代理して国庫から受領した後、当社がお客様に代わって日本銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払します。

第13条（届出事項の変更手続き）

- (1) お届出事項（氏名若しくは名称、住所又は共通番号）を変更なさるときは、直ちに、当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
- (2) 前項によりお届けがあった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ振込国債の元金又は利子の支払のご請求には応じません。

第14条（口座管理料）

- (1) 当社は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- (2) 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払がないときは、振込国債の元金又は利子の支払のご請求には応じないことがあります。

第15条（当社の連帯保証義務）

日本銀行が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の

履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- ①振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金及び利子の支払いをする義務
- ②分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務
- ③その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第16条（解約）

次に掲げる場合は、この契約は解約されます。

- ①お客様から解約のお申出があった場合
- ②第14条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合
- ③第19条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合
- ④お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た場合
- ⑤お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合
- ⑥お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合
- ⑦やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

第17条（解約時の取扱い）

前条に基づき解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振込国債及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第18条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①当社所定の手続きにおいて、不備がないと当社が認め、振込国債の元金又は利子の支払をした場合
- ②当社所定の手続きにおいて、不備があると当社が認めたため、振込国債の元金又は利子の支払をしなかった場合
- ③天災地変等の不可抗力により、ご請求にかかる振込国債の元金又は利子の支払が遅延した場合

第19条（この約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁及び振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに変更されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上
(平成28年4月28日)

投資信託受益権振替決済口座管理約款

第1条（この約款の趣旨）

この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

第2条（振替決済口座）

- (1) 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2) 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- (3) 当社は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

第3条（振替決済口座の開設）

- (1) 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- (2) 当社は、お客様から「口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- (3) 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

第3条の2（共通番号の届出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第4条（契約期間等）

- (1) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日までとします。
- (2) この契約は、お客様又は当社からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第5条（当社への届出事項）

当社は、「口座設定申込書」に押捺された印影（当社が別途定めるお客様のみ）及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、

共通番号等とします。

第6条（振替の申請）

- (1)お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができません。
- ①差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - ②法令の規定により譲渡又は質入れが禁止されたものその他機構が定めるもの
 - ③収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ④償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑤償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑥販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
 - i) 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ii) 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - iii) 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - iv) 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - v) 償還日
 - vi) 償還日翌営業日
 - ⑦振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの
- (2)お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社所定の日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、当社所定の手続きに従ってご提出ください。
- ①当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数
 - ②お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ③振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - ④振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ⑤振替を行う日
- (3)前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。

- (4)振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- (5)当社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

第7条（他の口座管理機関への振替）

- (1)当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、又は当社の都合により振替の申し出を受け付けられないことがあります。また、当社で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われないうちがあります。
- (2)前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申込みください。

第8条（担保の設定）

お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

第9条（抹消申請の委任）

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、お客様の請求による解約、償還又は信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

第10条（償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等）

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客様に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

第11条（お客様への連絡事項）

- (1)当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。
- ①償還期限（償還期限がある場合に限ります。）
 - ②残高照合のための報告事項
- (2)前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のコールセンターに直接ご連絡ください。
- (3)当社がお客様からの届出による名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (4)当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定

める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

- (5) 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

- ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
- ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第12条（届出事項の変更手続き）

- (1) 印章を失ったとき（当社が別途定めるお客様のみ）、又は印章（当社が別途定めるお客様のみ）、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに、当社にお申出のうえ、当社所定の方法により、遅滞なくその内容を当社に届け出るものとします。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
- (2) 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

第13条（口座管理料）

- (1) 当社は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- (2) 当社は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託受益権の償還金、解約金、収益の分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。

第14条（当社の連帯保証義務）

機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- ① 投資信託受益権の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務
- ② その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第15条（機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

- (1) 当社は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- (2) 当社は、当社における投資信託受益権の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第16条（解約等）

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替ください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返

しすることがあります。第4条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ①お客様から解約のお申出があったとき
 - ②お客様が手数料を支払わないとき
 - ③お客様がこの約款に違反したとき
 - ④第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合
 - ⑤お客様が第21条に定めるこの約款の変更に同意しないとき
 - ⑥お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
 - ⑦お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
 - ⑧お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
 - ⑨やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
- (2)前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- (3)当社は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に準じて解約金等から充当することができるものとします。

第17条（解約時の取扱い）

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第18条（緊急措置）

法令の定めるところにより、投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第19条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①第12条第1項による届出の前に生じた損害
- ②当社が相当の注意をもって所定の手続きを行い、手続きに不備がないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③当社が所定の手続きにおいて不備があると認めたため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責によらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥第18条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

第20条（振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

振替法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号及び第4号に掲げる事項につき、ご同意いた

いたものとして取り扱います。

- ①振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請
- ②その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）
- ③振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を經由して行う場合があること
- ④振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること

第21条（この約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をウェブサイトで提示するなど当社の定める方法によりご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上
(平成28年1月1日)

一般債振替決済口座管理約款

第1条 (この約款の趣旨)

この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う一般債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

第2条 (振替決済口座)

振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- 3 当社は、お客様が一般債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

第3条 (振替決済口座の開設)

振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

- 2 当社は、お客様から「口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設します。
- 3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

第3条の2 (共通番号の届出)

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第4条 (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日までとします。

- 2 この契約は、お客様又は当社からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第5条 (当社への届出事項)

「口座設定申込書」に押なつされた印影（当社が別途定めるお客様のみ）及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

第6条 (振替の申請)

お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、次の各

号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- (1)差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - (2)法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
 - (3)一般債の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの
 - (4)一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
- 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社所定の日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、ご提出ください。
 - (1)当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき一般債の銘柄及び金額
 - (2)お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - (3)振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - (4)振替先口座において、増額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - (5)振替を行う日
 - 3 前項第1号の金額は、その一般債の各社債の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
 - 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
 - 5 当社に一般債の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに一般債の振替の申請があったものとして取り扱います。

第7条 (他の口座管理機関への振替)

当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当社で一般債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

第8条 (担保の設定)

お客様の一般債について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

第9条 (抹消申請の委任)

振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、償還、繰上償還又は定時償還が行われる場合には、当該一般債について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

第10条 (元利金の代理受領等)

振替決済口座に記載又は記録されている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）及び利金を取り扱うもの（以下「機構関与と銘柄」といいます。）の償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを

受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

第11条（お客様への連絡事項）

当社は、一般債について、次の事項をお客様にご通知します。

- (1)最終償還期限
- (2)残高照合のための報告
- 2 前項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のコールセンターに直接ご連絡ください。
- 3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
 - (1)個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - (2)当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第12条（届出事項の変更手続き）

印章を失ったとき（当社が別途定めるお客様のみ）、又は印章（当社が別途定めるお客様のみ）、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

- 2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ一般債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

第13条（口座管理料）

当社は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するとに所定の料金をいただくことがあります。

- 2 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、一般債の償還金又は利金の支払いのご請求には応じないことがあります。

第14条（当社の連帯保証義務）

機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- (1)一般債の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法

に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金及び利金の支払いをする義務

- (2)その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第15条（同一銘柄について、複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知）

当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する一般債の金額についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされるときで、かつ、同一銘柄についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされる場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。

- (1)当該銘柄
- (2)当該銘柄についてのお客様の権利の金額を顧客口に記載又は記録をする当社の直近上位機関及びその上位機関（機構を除く。）
- (3)前号の直近上位機関及びその上位機関（機構を除く。）の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の金額

第16条（機構において取り扱う一般債の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

当社は、機構において取り扱う一般債のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

- 2 当社は、当社における一般債の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第17条（解約等）

次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- (1)お客様から解約のお申し出があった場合
 - (2)お客様が手数料を支払わないとき
 - (3)お客様がこの約款に違反したとき
 - (4)第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合
 - (5)お客様が第23条に定めるこの約款の変更に同意しないとき
 - (6)お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
 - (7)お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
 - (8)お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
 - (9)やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
- 2 前項による一般債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
 - 3 当社は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に準じて売却代金等から充当することができるものとします。

第18条（解約時の取扱い）

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている一般債及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示に

よって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第19条（緊急措置）

法令の定めるところにより一般債の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第20条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1)第12条第1項による届出の前に生じた損害
- (2)当社が相当の注意をもって所定の手続きを行い、手続きに不備がないものと認めて一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3)当社が所定の手続きにおいて不備があると認めため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害
- (4)災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5)前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6)第19条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

第21条（機構非関与銘柄の振替の申請）

お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申し出ください。

第22条（振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

振替法の施行に伴い、お客様が有する特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例社債等の証券（当該特例社債等が社債等登録法第3条第1項の規定により登録されているものである場合には、登録内容証明書）のご提出を受けた場合には、振替法等に基づきお客様に求められている第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1)振替法附則第14条（同法附則第27条から第31条まで又は第36条において準用する場合を含む。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請
- (2)その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等
- (3)移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- (4)振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を經由して行う場合があること
- (5)振替法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること

第23条（この約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

第23条の2（社債的受益権の取扱いに関する各規定の読み替え）

この約款における社債的受益権（機構の社債等に関する業務規程に規定する

「特定目的信託の社債的受益権」をいいます。)の取扱いは、下表のとおり読み替えます。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	利子支払期日	配当支払期日
	各社債の金額	各社債的受益権の金額
第10条	償還金（繰上償還金及び 定時償還金を含 みます。また、 金銭に代えて金 銭以外の財産を もって償還する 場合における当 該金銭以外の財 産を含みます。 以下同じ。）	償還金（繰上償還金及び 定時償還金を含 みます。以下同 じ。）
第10条	元利金	償還金及び配当
第10条、第13条、第14条及 び第21条	利金	配当

以上
(平成28年1月1日)

振込先指定方式取扱規定

第1条 (目的)

この規定は、お客様のマネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）における口座内のすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭（以下「金銭」といいます。）をお客様があらかじめ指定する預金又は貯金口座（以下「指定預貯金口座」といいます。）に振込む方式の取扱いを定め、もってお客様と当社の受渡精算の円滑化を図ることを目的とするものです。

第2条 (申込方法)

お客様がこの規定を承認され、当社の定める方法により申込むものとし、かつ当社が承認した場合に当方式を採用できるものとします。

第3条 (指定預貯金口座の取扱い)

指定預貯金口座の名義人は、当社の口座名義人と同一人に限らせていただきます。

第4条 (指定預貯金口座の変更)

(1)指定預貯金口座を変更されるときは、当社の定める方法により届け出ていただきます。

(2)前項の取扱いは、第2条および第3条に準じて行うものとします。

第5条 (金銭の受渡精算の指示)

(1)金銭の受渡精算については、お客様からその都度、当社の定める方法により振込みの指示をいただきます。

(2)前項のご指示を受けたとき、当社は、証券総合取引約款第4条第1項に規定する認証番号によりお客様ご自身からの指示であることを確認することがあります。

第6条 (受入書類等)

第5条に基づき当社が振込みをする場合には、その都度の受領書の受入れは不要といたします。

第7条 (手数料)

振込みに係る手数料は、所定の額をお客様にご負担していただくことがあります。

第8条 (免責)

当社は、お客様からの指示にかかる指定預貯金口座への振込手続実行をもって免責されるものとし、当該振込手続実行後の当該売却代金等に関しては何らの責任をも負わないものとします。

第9条 (規定の変更)

この規定は、法令の変更、監督官庁の指示または金融商品取引所並びに日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める場合に、変更されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上
(平成21年3月)

外国証券取引口座約款

第1章 総 則

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、お客様とマネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で行う外国証券（日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいいます。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 お客様は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）、外国証券の売買注文をわが国以外の金融商品市場（店頭市場を含みます。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下「外国取引」といいます。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含みます。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任において外国証券の取引を行うものとします。

なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引（外国株式信用取引（金商法第156条の24第1項に規定する信用取引のうち、当社がお客様に国内において信用を供与して行う外国の金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理であって、現地取次証券業者（金商法第58条に規定する外国証券業者のうち、外国の金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理を行う相手方をいう。）から当社又はお客様が信用の供与を受けないものをいう。）を除く。）に係る売買及び信用取引（外国株式信用取引を除く。）により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。

第2条 (外国証券取引口座による処理)

お客様が当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」（以下「本口座」）といたします。）により処理します。

第3条 (遵守すべき事項)

お客様は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令、当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所（以下「当該取引所」といいます。）、日本証券業協会及び決済会社（株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいいます。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、当該証券の発行者（預託証券については、預託証券に係る預託機関をいいます。以下同じ。）が所在する国又は地域（以下「国等」といいます。）の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

第2章 外国証券の国内委託取引

第4条 (外国証券の混合寄託等)

お客様が当社に寄託する外国証券（外国株式等及び外国新株予約権を除く。）

以下「寄託証券」といいます。)は、混合寄託契約により寄託するものとします。当社が備えるお客様の口座に当該お客様が有する数量が記載又は記録される外国株式等及び外国新株予約権(以下「振替証券」といいます。)については、当社は諸法令、決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、お客様の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。

- 2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混合寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。
- 3 前項により混合寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券(以下「寄託証券等」といいます。)は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関(以下「現地保管機関」といいます。)において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。
- 4 お客様は、第1項の寄託又は記載若しくは記録については、お客様が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第4条の2(寄託証券に係る共有権等)

当社に外国証券を寄託したお客様は、当該外国証券及び他のお客様が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に混合保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録されたお客様は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該お客様に与えられることとなる権利を取得します。

- 2 寄託証券に係るお客様の共有権は、当社がお客様の口座に振替数量を記載した時に移転します。振替証券に係るお客様の権利は、当社がお客様の口座に振替数量を記載又は記録した時に移転します。

第5条(寄託証券等のわが国以外の金融商品市場での売却又は交付)

お客様が寄託証券等をわが国以外の金融商品市場において売却する場合又は寄託証券等の交付を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関(以下、「当社の保管機関」といいます。)に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えた後に、売却し又はお客様に交付します。

- 2 お客様は、前項の交付については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第6条(上場廃止の場合の措置)

寄託証券等が当該取引所において上場廃止となり、上場廃止後に決済会社での取扱いが終了する場合、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えし、若しくは当社の指定する口座に振り替え、又は当該寄託証券等の券面での交付を行う場合があります。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、当該寄託証券等を当社の任意の条件でお客様の計算により売却することができるものとします。当該寄託証券等の売却は、原則として当該取引所の売買最終日に行うものとします。
- 3 前2項に基づき寄託証券等を振替、交付又は売却等の手続きを行う際は、当該手続きに要した費用をお客様から徴求する場合があります。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、

有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までにお客様から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、お客様の同意があったものとして取り扱います。

第7条（配当等の処理）

寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含みます。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含みます。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。

- (1)金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては分配金支払取扱銀行。以下同じ。）を通じお客様あてに支払います。
- (2)株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含みます。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含みます。以下同じ。）の場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱います。

a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

決済会社が、寄託証券等について、株式配当に係る株券の振込みを指定し、お客様が源泉徴収税額相当額の支払をするとき、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては1口（投資法人債券に類する外国投資証券等にあつては1証券）、カバードワラントにあつては1カバードワラント、外国株預託証券にあつては1証券。以下同じ。）未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当に係る株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあつては投資口事務取扱機関又は投資法人債事務取扱機関、カバードワラントにあつてはカバードワラント事務取扱機関。以下同じ。）を通じお客様あてに支払います。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

お客様は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、1株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じお客様あてに支払うものとします。

- (3)配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じお客様あてに支払うものとします。
- (4)第2号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税

額相当額の支払は円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

- 2 お客様は、前項第1号に定める配当金、同項第2号 a 及び b に定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭（以下「配当金等」といいます。）の支払方法については、当社所定の方法により当社に指示するものとします。
- 3 配当金等の支払は、すべて円貨により行います（円位未満の端数が生じたときは切り捨てます。）。
- 4 前項の支払における外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行（第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあっては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。）が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場（当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあっては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場）によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により、外貨の国内への送金が不可能又は困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。
- 5 第1項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、お客様の負担とし、配当金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。
- 6 配当に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社又は当社が行います。
- 7 決済会社は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払を円貨により行うことができない場合は、配当金等の支払を当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。

第8条（新株予約権等その他の権利の処理）

寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 新株予約権等が付与される場合は、次の a 又は b に定める区分に従い、当該 a 又は b に定めるところにより、取り扱います。

a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

お客様が所定の時限までに新株式（新たに割り当てられる外国株券等をいいます。以下同じ。）の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないとき又は決済会社が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。

b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。この場合において、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望す

ることを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。

- (2) 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含みます。）により割り当てられる新株式は、決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。ただし、1株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。
- (3) 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定しお客様が源泉徴収税額相当額の支払をするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じお客様に支払うものとし、ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。
- (4) 前3号以外の権利が付与される場合は、決済会社が定めるところによります。
- (5) 第1号 a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号 a 並びに第2項から第5項まで、及び第7項の規定に準じて処理します。
- (6) 第1号の払込代金及び第3号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払は円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

第9条（払込代金等の未払時の措置）

お客様が、新株予約権等の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うため又は株式配当を受領するため当社に支払うことを約した代金又は源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに当社に支払わないときは、当社は、任意に、お客様の当該債務を履行するために、お客様の計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとします。

第10条（議決権の行使）

寄託証券等（外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。）に係る株主総会（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益者集会並びに外国投資証券等に係る投資主総会及び投資法人債権者集会を含みます。以下同じ。）における議決権は、お客様の指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しません。

- 2 前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、お客様が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、お客様が行使するものとします。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会にお

いてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又はお客様が当該寄託証券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

第10条の2（外国株預託証券に係る議決権の行使）

外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会における議決権は、お客様の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行使しません。

- 2 前条第2項の規定は、前項の指示について準用するものとします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、お客様が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、お客様が行使するものとします。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又はお客様が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

第11条（株主総会の書類等の送付等）

寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除く。）又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券にあつては所有者）の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関がお客様の届け出た住所あてに送付します。

- 2 前項の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとします。

第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

第12条（売買注文の執行地及び執行方法の指示）

お客様の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地及び執行方法については、当社の応じ得る範囲内でお客様があらかじめ指示するところにより行います。

第13条（注文の執行及び処理）

お客様の当社に対する売買注文並びに募集若しくは売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。

- (1)外国取引及び募集若しくは売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。
- (2)当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。

- (3)国内店頭取引については、お客様が希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合に行います。
- (4)外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。
- (5)当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様の届け出た住所であつてに契約締結時交付書面等を送付します。なお、書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供することがあります。

第13条の2（米国株式取引における制約）

当社の米国株取引においては、5連続営業日以内に4回以上の日計り取引（ただし連続5営業日のうち、日計り取引の数が総取引数の6%以下の場合は除外）が行われた場合、米国における規制により当該口座における取引を制限することがあります。

- 2 当社の米国株取引においては、上場市場及び名称・ティッカーの変更並びに株式併合等の銘柄情報及びお客様の保有数量等につき、当社においてシステム上その他の処理が必要となる場合、一定期間取引又は注文受付を制限することがあります。

第14条（受渡日等）

取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1)外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。
- (2)外国証券の売買に関する受渡期日は、お客様と当社間に別途取決めがある場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。

第15条（外国証券の保管、権利及び名義）

当社がお客様から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

- (1)当社は、お客様から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委任するものとします。
- (2)前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。
- (3)お客様が有する外国証券（みなし外国証券を除く。）が当社の保管機関に保管された場合には、お客様は、適用される準拠法及び慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る口座に記載又は記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。
- (4)前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券（みなし外国証券を除く。）が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券に係る数量が当社の保管機関における当社の口座に記載又は記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。
- (5)第3号の場合において、お客様は、適用される準拠法の下で、当該外国証券に係る証券又は証書について、権利を取得するものとします。
- (6)お客様が有する外国証券に係る権利は、当社が本口座に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。
- (7)お客様が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要がある場合は、その名義人は当社の保管機関又は当該保管機関の指定する者とします。
- (8)お客様が権利を有する外国証券につき、前各号に定める取扱いをするにあたり、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、お客様は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。
- (9)お客様が保有する外国証券につき、当該外国証券又は当社若しくは当社の

保管機関に適用される準拠法又は制度が変更される場合で、お客様にも当該準拠法又は制度によって負担が生じ、その結果として当社において当該外国証券の取扱いを継続することが不可能又は困難であると判断するときは、当社は当該外国証券を前号の定めに従って処理をします。ただし、当社はお客様に対し、当該処理を実施する前に処理の内容、実施時期を定めたくて通知（お客様が当社に登録するメールアドレスへの電子メールの送信を含みます。）するものとします。

(10)外国証券が我が国以外の金融商品市場において上場廃止となる場合、当社は、当該外国証券を当社の任意の条件でお客様の計算により売却することができるものとします。当該外国証券の売却は、原則として当該外国証券が上場廃止となる金融商品市場の売買最終日に行うものとします。

(11)お客様は前3号に定める保管替え及び返還並びに売却等の手続きを行う際は、当該手続きに要した費用をお客様から徴求する場合があります。

(12)お客様が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る残高を抹消するとともに、原則として当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。

第16条（選別基準に適合しなくなった場合の処理）

外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、お客様の希望により、当社はお客様が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。

第17条（外国証券に関する権利の処理）

当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

(1)当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当社が代わって受領し、お客様あてに支払います。

(2)外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分の上、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。

(3)株式配当、株式分割、株式無償割当て、減資、合併又は株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、1株未満の株式については、原則として売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。

(4)前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、株式を割り当てる際に当社指定の通貨にて預り金より徴収します。預り金残高が不足する場合はお客様が預り金口座へ入金することとします。

(5)外国証券に関し、前4号以外の権利が付与される場合は、原則として保管機関または当社の指定する処理方法に従い、処理します。

(6)株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示をしない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。また、集団訴訟等に関する勧誘があった場合、当社はお客様に告知せず、これらに応じません。

(7)第1号に定める果実に対しわが国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続については、当社が代わってこれを行うことがあります。

2 第1項各号の配当金および売却代金等（以下、本条において「配当金等」と

います。)の支払いは、当社の定める通貨により行います。ただし円未満の端数の額については、支払いません。

- 3 配当金等の支払いにおいて当社または現地保管機関が、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令または慣行等により費用を徴収された場合には、原則、当該費用はお客様の負担とし、配当金等から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。

第18条 (諸通知)

当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、お客様の届け出た住所あてに次の通知を行います。なお、書面による交付に代えて電子情報処理組織を使用する方法により提供されることがあります。

- (1)募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
 - (2)配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知
 - (3)合併その他重要な株主総会議案に関する通知
- 2 前項の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、お客様の希望した場合を除いて当社は送付しません。

なお、これらの報告書等については、書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供されることがあります。

第19条 (発行者からの諸通知等)

発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から3年間(海外CD及び海外CPについては1年間)保管し、閲覧に供します。

ただし、お客様が送付を希望した場合は、お客様の届け出た住所あてに送付します。

- 2 前項ただし書により、お客様あての通知書及び資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度お客様が当社に支払うものとします。

第20条 (諸料金等)

取引の執行に関する料金及び支払期日等は次の各号に定めるところによります。

- (1)外国証券の外国取引については、わが国以外の金融商品市場における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第14条第2号に定める受渡期日までにお客様が当社に支払うものとします。
 - (2)外国投資信託証券の募集若しくは売出し又は私募に係る取得の申込みについては、ファンド所定の手数料及び注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書等に記載された支払期日までにお客様が当社に支払うものとします。
- 2 お客様の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度お客様が当社に支払うものとします。

第21条 (外貨の受払等)

外国証券の取引に係る外貨の受払は、原則としてお取扱いしません。

なお、お客様があらかじめ申し出て当社が認めた場合に限り、お客様が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替えの方法により行います。

第22条 (金銭の授受)

本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社とお客様との間における

金銭の授受は、円貨又は外貨（当社が応じ得る範囲内でお客様が指定する外貨に限る。）によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。

- 2 前項の換算日は、売買代金については約定日、第17条第1号から第4号までに定める処理に係る決済については、当社がその全額を受領を確認した日とします。

第4章 外国株式信用取引の特例

第23条（外国株式信用取引の処理）

第2条の規定にかかわらず、お客様が当社との間で行う外国株式信用取引に関しては、当社から貸付けを受けた金銭及び有価証券、委託保証金、外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国株式信用取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国株式信用取引口座」により処理します。また、前条までの規定のうち、「本口座」とあるのは、外国株式信用取引に関する事項については、「外国株式信用取引口座」と読み替えて適用します。

第24条（外国株式信用取引の遵守すべき事項）

「外国株式信用取引口座」を開設しようとするお客様は、当社が定める様式による「外国株式信用取引口座設定約諾書」に所定事項を記載し、当社に差し入れるものとします。

- 2 お客様は、前項の「外国株式信用取引口座設定約諾書」の差し入れを、当社の指定する電磁的方法により行うことに同意いただくものとします。
- 3 第3条の規定にかかわらず、お客様は、当社との間で行う外国株式信用取引に関しては、国内の諸法令、当該証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場及び日本証券業協会の定める諸規則、決定事項並びに慣行中、外国株式信用取引の条件に関連する条項及び外国株式信用取引口座設定約諾書に従うとともに、外国証券の発行者が所在する国等の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

第25条（外国株式信用取引に係る配当等の処理）

第17条第1号の規定にかかわらず、外国株式信用取引に係る配当金等の処理については、外国株式信用取引を行っている銘柄につき剰余金の配当（配当財産が金銭であるもの限り、投資信託及び外国投資信託の受益証券の収益分配並びに投資証券及び外国投資証券の金銭の分配を含む。）その他の金銭の交付（以下「配当等」という。）が行われた場合は、以下の取扱いを行います。

- (1) 当該銘柄の発行者の配当受領株主確定日現在に外国株式信用取引に係る金銭の貸付けを受けている場合は、当該銘柄に係る株主（優先出資者、受益者、投資主、投資法人債権者及び預託証券の所有者を含む。以下同じ。）に交付される配当等の金額から配当所得等に対する源泉徴収税額（税法上配当収入とみなされる金額に対する源泉徴収税額を含む。）相当分を控除した額の金銭を支払うものとします。
- (2) 当該銘柄の発行者の配当受領株主確定日現在に外国株式信用取引に係る有価証券の貸付けを受けている場合は、当該銘柄に係る株主に交付される配当等の金額を徴収するものとします。
- (3) 外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた外国株券等（以下「委託保証金代用有価証券」という。）のうち、寄託証券等に係る配当等については、第7条の規定を準用するものとします。
- (4) 委託保証金代用有価証券のうち前号に定める有価証券以外の有価証券に係る配当等については、第17条第1号、第3号及び第4号の規定を準用するものとします。

- (5)外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券のうち前2号に定める有価証券以外の有価証券に係る配当等については、当社の定める方法により処理することとします。

第26条（代用有価証券に係る議決権の行使）

委託保証金代用有価証券のうち、寄託証券等に係る株主総会における議決権については、第10条または第10条の2の規定を準用するものとします。なお、お客様は、当社が外国株式信用取引として貸し付けた金銭でお客様が買い付けた有価証券の議決権を有しないものとします。

- 2 委託保証金代用有価証券のうち前項に定める有価証券以外の外国株券等に係る株主総会における議決権については、第17条第6号の規定を準用するものとします。
- 3 外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券のうち前2項に定める有価証券以外の有価証券に係る株主総会における議決権については、当社の定める方法により処理することとします。

第27条（代用有価証券に係る株主総会の書類等の送付等）

委託保証金代用有価証券のうち、寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除く。）又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券にあつては所有者）の権利又は利益に関する諸通知については、第11条の規定を準用するものとします。

- 2 委託保証金代用有価証券のうち、前項に定める有価証券以外の外国株券等の発行者から交付される当該外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主又は投資法人債権者）の権利又は利益に関する諸通知については、第19条の規定を準用するものとします。
- 3 外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券のうち前2項に定める有価証券以外の有価証券に係る第18条第1項各号又は第2項に規定する諸通知については、当社の定める方法により通知することとします。

第28条（外国株式信用取引の売買注文の執行地及び執行方法の指示）

第12条の規定にかかわらず、お客様の当社に対する外国株式信用取引に係る売買注文の執行地及び執行方法については、当社が指定する方法により行うものとします。

第29条（外国株式信用取引の注文の執行及び処理）

第13条の規定にかかわらず、外国株式信用取引の売買注文は、次の各号に定めるところによります。

- (1)当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。
- (2)外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。
- (3)当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様の届け出た住所であつてに契約締結時交付書面等を送付します。なお、書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供することがあります。

第30条（外国株式信用取引に係る受渡日等）

外国株式信用取引に係る取引成立後の受渡し等の処理については、第14条の規定を準用するものとします。

- 2 外国株式信用取引に係る委託保証金及び外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れる有価証券の受渡しは、当社が定めた期間内

に行うものとします。

第31条（外国株式信用取引に係る権利の処理）

委託保証金代用有価証券のうち寄託証券等の権利の処理については、第7条及び第8条の規定を準用するものとします。

- 2 委託保証金代用有価証券のうち前項に定める有価証券以外の有価証券の権利の処理については、第17条の規定を準用するものとします。
- 3 外国株式信用取引における買付有価証券及び当社から貸付けを受けた有価証券につき、剰余金の配当又は株式分割による株式を受ける権利の付与等が行われた場合における当該権利の処理については、当社の定める方法により処理することとします。

第32条（諸通知）

当社は、外国株式信用取引の残高のある有価証券につき、お客様に次の通知を行います。

- (1)募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
- (2)配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知
- (3)合併その他重要な株主総会議案に関する通知

第33条（発行者からの諸通知等）

外国株式信用取引の残高のある有価証券の発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から3年間保管し、閲覧に供します。ただし、お客様が送付を希望した場合は、お客様の届け出た住所あてに送付します。

- 2 前項ただし書により、お客様あての通知書及び資料等の送付に要した実費は、その都度お客様が当社に支払うものとします。

第34条（外国株式信用取引に係る諸料金等）

外国株式信用取引に関する借入金に対する利子及び借入有価証券に対する貸借料その他の料金を第14条第2号に定める受渡期日までにお客様が当社に支払うものとし、その場合の外貨の受払い及び金銭の授受等については、第21条及び第22条の規定に従うものとします。

第35条（外国株式信用取引に係る取引残高報告書の交付）

お客様は、外国株式信用取引の残高のある有価証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を第36条の規定に準じて定期的に受けるものとします。

第5章 雑 則

第36条（取引残高報告書の交付）

お客様は、お客様が当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、お客様が請求した場合に取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受ける方法に代えるものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、お客様は、当社がお客様に対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。
- 3 当社は、当社がお客様に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取引残高報告書を交付することがあります。
- 4 前3項の報告書については書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供されることがあります。

第37条（共通番号の届出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届出するものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、お客様の本人確認を行うものとします。

第37条の2（届出事項）

お客様は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、印鑑（当社が別途定めるお客様のみ）及び共通番号等を当社所定の方法により当社に届け出るものとします。

第38条（届出事項の変更届出）

お客様は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、共通番号等に変更があったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の方法により当社に届け出るものとします。

2 前項の届出があったときは、当社はお客様より戸籍抄本、印鑑証明書、その他当社が必要と認める書類等を提出していただくことがあります。

第39条（届出がない場合等の免責）

前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、お客様に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

第40条（通知の効力）

お客様の届け出た住所あてに、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したのものと取り扱うことができるものとします。

第41条（口座管理料）

お客様は、この約款に定める諸手続の手数料として、別途当社の定めるところにより、口座管理料を当社に支払うものとします。

第42条（契約の解約）

次の各号の一に該当したときは、この約款に基づきお客様と当社間で締結された契約（以下「本契約」といいます。）は解約されます。

- (1)お客様が当社に対し解約の申出をしたとき
- (2)お客様がこの約款の条項の一に違反し、当社が本契約の解約の申出をしたとき
- (3)第45条に定めるこの約款の変更にお客様が同意しないとき
- (4)お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- (5)お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約の申出をしたとき
- (6)お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約の申出をしたとき
- (7)前各号のほか、やむを得ない事由により当社がお客様に対し解約の申出をしたとき

2 前項に基づく本契約の解約に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券及び金銭の返還を行うものとします。なお、保管する外国証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。

第43条（免責事項）

次に掲げる場合を含め、当社の故意又は重過失によらずお客様又は第三者に

生じた損害については、当社は免責されるものとします。

- (1)天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は保管の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
- (2)電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- (3)当社所定の手続において不備がないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

第44条（準拠法及び合意管轄）

外国証券の取引に関するお客様と当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。ただし、お客様が特に要請し、かつ当社がこれに応じた場合には、その要請があった国の法律とします。

2 お客様と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店の所在地を管轄する裁判所とします。

第45条（約款の変更）

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示又は金融商品取引所若しくは日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める場合に、変更されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項を当社ウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

第46条（個人データの第三者提供に関する同意）

お客様は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該お客様の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に於いて必要な範囲に限る。）が提供されることがあることに同意するものとします。

- (1)外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対しわが国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率若しくは免税の適用又は還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者
- (2)預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対しわが国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率若しくは免税の適用又は還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者
- (3)外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又はわが国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則（以下「法令等」といいます。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行者若しくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくは保管機関
- (4)外国証券の売買を執行するわが国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含みます。以下この号において同じ。）が、マネー・ロンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関

以上
(2023年2月20日)

2022年12月16日改定附則

改定後の本約款第15条第9号ただし書きに定める通知が、本約款の改定前にお客様に通知されている場合、当該通知は改定後の本約款第15条第9号ただし書きにより行われたものとみなします。

MRF (マネー・リザーブ・ファンド) 取引約款

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、お客様とマネックス証券株式会社 (以下「当社」といいます。) との間の、当社が指定する投資信託会社の発行するマネー・リザーブ・ファンド受益権 (以下「MRF」といいます。) の取引に関する取り決めです。当社は、この約款に従ってMRFの取引契約 (以下「本契約」といいます。) をお客様と締結します。

第2条 (本契約の申込み)

- (1)本契約のお申込みは、お客様が、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名し、これを当社に提出することによって行うものとします。
- (2)本契約が締結されたときは、当社はただちにMRF累積投資口座を開設します。

第3条 (取得の申込み及び金銭の払込み)

お客様は、MRFの取得にあてるため、1回の払込みにつき1円以上の金銭 (以下「払込金」といいます。) を当社に払い込み、取得の申込みを行うことができます。

第4条 (取得の方法、価格及び時期)

- (1)本契約において営業日とは国内の金融商品取引所の休業日以外の日をいいます。
- (2)お客様は、原則としてお客様から取得の申込みがあった日の翌営業日にMRFを取得します。
- (3)前項の取得価格は、取得日の前日の基準価額とします。
- (4)申込日の翌営業日の前日の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額 (1口=1円) を下回ったときは、第2項及び第3項の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額 (営業日の前日の基準価額) が当初設定時の1口の元本価額 (1口=1円) に復した計算日の基準価額により、お客様は、当該計算日の翌営業日にMRFを取得するものとします。
- (5)取得されたMRFの元本又は果実に対する権利は、当該取得日からお客様に帰属するものとします。

第5条 (保管)

- (1)本契約によって取得されたMRFは、すべて証券保管振替機構の保管振替制度により保管します。
- (2)当社は、本契約により保管しているMRFの保管料をいただくことがあります。

第6条 (果実の再投資)

- (1)第5条の保管にかかるMRFの果実は、前月の最終営業日 (その翌日以降に取得した場合については、当該取得日) から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日にお客様に代わって当社が受領のうえ、当該お客様の証券総合取引口座に繰入れ、お客様はその全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額でMRFを取得します。
- (2)当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額 (1口=1円) を下回ったときは、前項の規定にかかわらず、最終営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額 (営業日の前日の基準価額) が当初設定時の1口の元本価額 (1口=1円) に復した計算日の基準価額により、お客様は当該計算日の翌営業日にMRFを取得します。

第7条 (換金)

- (1)お客様は、自己の保有するMRFの換金を当社に請求することができます。当社は原則としてお客様からMRFの換金の請求を受け入れた翌営業日をお支払日 (以下「受渡日」といいます。) としてMRFを解約の上、その代金をお支払いたします。

- (2)前項のMRF解約価格は、受渡日の前日の基準価額とします。
- (3)第1項の解約にかかるMRFについての取得日（前月以前の取得分については前月の最終営業日）から受渡日の前日までの決算分の果実は、本契約を解約される場合を除き、解約代金とともに支払いたしません。
- (4)MRF解約代金のお支払にあたっては、お客様は当社所定の手続によりお申出いただく必要があります。

第8条（自動買付け・自動解約）

- (1)お客様の証券総合取引において、当社において取り扱う金融商品、その果実、償還金、売却代金又は解約代金等のうち、当社において支払われるものについて、特にお客様からのお申出がない限り、その支払日の前営業日をMRFの取得の申込みがあった日とします。
- (2)お客様が、単純に入金を行った場合、特にお客様からのお申出がない限り、当該入金をもって、MRFの取得の申込みがあったものとします。
- (3)お客様が、当社において株式又は投資信託等の買付を行い、その受渡前営業日終了時点でのお客様のお預り金が、当該買付代金に不足する場合には、当社は、買付代金からお預り金を差引いた額について、お客様よりMRFの残高の範囲内で換金の申込みがあったものとして、MRFを解約し、充当します。
- (4)お客様が出金の申込みをされた場合は、顧客預り金口から出金し、不足する場合は、MRFの残高の範囲内で換金の申込みがあったものとして、MRFを解約し、充当します。
- (5)当社において必要と認めた場合、MRFの自動買付を行わないことがあります。

第9条（対価の支払）

当社はこの本契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いしないものとします。

第10条（取引の計算明細、証券残高の報告）

当社は、お客様のその都度の取引に係る計算明細及び証券残高の報告を、取引残高報告書を通じて行うものとします。当該報告については書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供されることがあります。

第11条（申込事項等の変更）

- (1)改名・改称、移転など申込事項に変更があったときは、お客様は所定の用紙によって遅滞なく当社に届け出ていただきます。
- (2)前項のお届出があったときは、当社はお客様より戸籍抄本、印鑑証明書、その他当社が必要と認める書類等を提出していただくことがあります。

第12条（解約）

- (1)本契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。
 - ①お客様から解約の申出があったとき
 - ②当社がMRFの累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - ③MRFが償還されたとき
 - ④第14条に定めるこの約款の変更にお客様が同意しないとき
 - ⑤やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
- (2)この本契約が解約されたときは、当社は遅滞なく第7条に準じてお客様にMRFの換金及びその果実の支払をします。

第13条（免責事項）

当社は、次の各号に定める場合を含め、当社の故意又は重過失なくお客様又は第三者に生じた損害については、その責を負いません。

- ①所定の受領書と引換え又は別に定める本契約に基づき、MRFの換金又はその果実の支払を行った場合
- ②所定の手続により換金の申出がなかったため、本契約に基づくMRFの換金又はその果実の支払を行わなかった場合

- ③天災地変その他の不可抗力により、本契約に基づくMRFの取得、換金又はその果実の支払が遅延した場合

第14条（約款の変更）

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、金融商品取引所及び日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める事由が生じた場合に変更されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上
(平成27年10月5日)

投資信託自動継続（累積）投資約款

第1条（約款の趣旨）

この約款はお客様とマネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、別途当社が選定する投資信託受益権及び投資信託受益証券（以下「選定投資信託受益権等」といいます。）の自動継続（累積）投資に関する取り決めです。当社はこの約款に従って、選定投資信託受益権等の取引契約（以下「本契約」といいます。）をお客様と締結いたします。

第2条（申込方法）

お客様は、当社に証券総合取引口座及びその他の取引口座を開設されている場合に、当該口座においてこの約款に従った投資信託自動継続（累積）投資取引をご利用いただけます。

第3条（金銭の払込み）

お客様は、選定投資信託受益権等の買付けに必要な金銭を、銀行等からの払込み、当社の指定する投資信託委託会社の発行するマネー・リザーブ・ファンド受益権（MRF）の自動換金による払込み等により、払い込むものとします。

第4条（買付けの方法及び価格並びに取得の時期）

- (1)当社は、お客様から買付けの申込みを受けたときは選定投資信託受益権等を遅滞なく買い付けます。ただし、お客様の証券総合取引口座又はその他の取引口座における買付余力が、当該買付けに必要な金額に足りない場合、買付けは行わないものとします。買付余力は当社が定める方法に従って算出されます。
- (2)前項の買付価格は、各選定投資信託受益権等の交付目論見書に定める日の基準価額に所定の手数料及び税金を加えた金額とします。
- (3)買い付けられた選定投資信託受益権等の元本及び果実に対する権利は、買付けのあった日からお客様に帰属するものとします。

第5条（保管）

- (1)本契約によって取得された選定投資信託受益権等の保管は、証券保管振替機構の保管振替制度による管理、又は当社の保護預りにより行います。保護預りにおいては、他の寄託契約により保管する当該選定投資信託受益権等と混合して大券をもって保管します。
- (2)前項後段に定める保管方法により保管する選定投資信託受益権等については、次の各号にご同意いただいたものとして取り扱います。
 - ①当社は、選定投資信託受益権等の出庫の請求には応じないこと
 - ②寄託された選定投資信託受益権等に対し、買付額又は持分に応じて共有権又は準共有を取得すること
 - ③選定投資信託受益権等の新たな寄託又は返還については他のお客様と協議を要しないこと

第6条（果実等の再投資）

- (1)前条の保管に係る選定投資信託受益権等の果実は、お客様に代わって当社が受領のうえ、お客様の証券総合取引口座又はその他の取引口座に繰り入れ、その全額をもって決算日の基準価額により当該選定投資信託受益権等を買付けます。なお、この場合の買付手数料は無料とします。
- (2)前項にかかわらず、当社所定の手続きを行った場合、果実の再投資を停止し、お客様の証券総合取引口座又はその他取引口座に繰り入れることができるものとします。

第7条（換金）

お客様は、この約款に基づき買い付けた選定投資信託受益権等について、当社を通じて換金の請求をすることができます。この場合、当社は請求に係る選

定投資信託受益権等につき解約又は買取請求のうえ、その代金をお支払いいたします。解約代金又は買取価格は、各選定投資信託受益権等の交付目論見書により請求時点に適用される日の基準価額に従って計算されるものとします。

第8条（解約）

(1)本契約は次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものとします。

- ①お客様が当社所定の手続により解約を申し出た場合
- ②当社の証券総合取引口座やその他の取引口座が解約された場合
- ③選定投資信託受益権等が償還された場合（この場合は当該選定投資信託受益権等に限る）
- ④当社が自動継続（累積）投資業務を営むことができなくなった場合
- ⑤第9条第3項に定めるこの約款の変更にお客様が同意しない場合
- ⑥やむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合

(2)この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく前条に準じて該当する選定投資信託受益権等を換金し代金をお支払いいたします。

第9条（その他）

- (1)当社はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2)当社は、当社の故意又は重過失なくお客様又は第三者に生じた損害については、その責を負いません。
- (3)この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、金融商品取引所及び日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める事由が生じた場合に変更されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上

(2021年11月22日)

マネックスポイントサービス利用規定

第1条 (目的)

1. 本規定は、マネックス証券株式会社（以下、「当社」といいます。）が、証券総合取引約款（以下「取引約款」といいます。）に基づき、当社に証券総合取引口座の開設申込みを行い、証券総合取引口座の開設手続きが完了したお客様（以下、「お客様」といいます。）に対して、「マネックスポイントサービス」（以下、「本サービス」といいます。）を提供するにあたり、その諸条件を定めるものです。
2. 本サービスの利用にあたっては、法令諸規則等のほか、本規定および当社のウェブサイトにて指定する本サービスに関する提携会社等が定める規約、特約等が適用されます。ただし、これらに定めのない事項であっても、その性質上適用すべきでない限り、取引約款その他当社の定める約款・規定の定めが適用されます。

第2条 (マネックスポイントの付与)

1. 当社は、以下の各号に定める条件を満たす場合、当社の証券総合取引口座を通じてお客様に第4条の定めに従って利用することが可能なポイント（本規定において、「マネックスポイント」といいます。）を付与します。
 - ①当社にて、当社が指定する投資信託を保有されている場合（ただし、投資一任口座およびiDeCoでの保有分を除きます。）
 - ②当社指定のクレジットカードにて、当社または提携クレジットカードの発行会社が定める取引を行った場合
 - ③当社または提携企業が開催する各種キャンペーンの条件を満たした場合
 - ④その他当社が相当と認めた場合
2. 当社は、前項各号に定める条件を満たし、かつ当社の証券総合取引口座を開設しているお客様に対して、マネックスポイントを当社の証券総合取引口座を通じて付与します。ただし、お客様がマネックスポイントの付与日の時点で当社の証券総合取引口座を解約済みの場合、マネックスポイントを付与することはできません。
3. 当社は、第1項各号に定める付与条件の詳細、付与日、付与するポイントの計算方法、付与条件、有効期限等については、当社および／または提携会社において決定し、当社のウェブサイトにて指定します。なお、第1項第1号については、対象商品、対象商品ごとの付与率（年率）、マネックスポイントの付与対象から除外される口座も指定します。当社は、これらの条件等を変更、終了させることができます。
4. 本サービスにおいて、お客様に対して当社が付与するポイントに関する判断は、当社が行うものとします。

第3条 (マネックスポイントの管理)

1. 当社は、お客様の証券総合取引口座を通じて、本サービスにおいて獲得したポイント数、利用したポイント数、有効期限および保有ポイント数を、お客様に告知します。
2. お客様は、前項のポイント数および有効期限に関し、誤りもしくはその可能性を認識し、または疑義が生じた場合には、当社コールセンターに対しその旨を申し入れるものとします。お客様の申入れを受けて、当社は前項のポイント数について誤りの有無を確認し、誤りが確認できた場合には是正するものとします。
3. 前項に規定するポイント数および有効期限に関する判断は、当社が行うものとします。

第4条 (ポイントの利用)

1. お客様は当社インターネットによる取引により、以下の各号に定める方法でマネックスポイントを利用できます。ただし、第2号に定める利用は、「マネックスポイント投資規定」の定めるところによるものとします。
 - ①当社が指定する商品、サービス、その他特典への交換
 - ②当社が定める投資信託の購入
2. 当社は、前項第1号の定めに従い提携会社が発行するポイントとマネックスポイントを交換する場合であっても、前払式支払手段（資金決済に関する法律に定める「前払式支払手段」をいいます。）との交換ではマネックスポイントを発行しません。
3. 第1項第1号に定める交換に必要なマネックスポイント数または交換可能な提携ポイント、商品もしくはサービスその他交換の条件等は当社のウェブサイト指定し、当社はこれらを新規設定、変更または終了させることができます。
4. お客様は、当社または提携会社に責任がある場合を除き、第1項第1号に定める交換後に当該交換を撤回、解除することはできません。

第5条 (税金および費用)

お客様は、マネックスポイントの利用にともない税金や費用が発生する場合、これらを負担するものとし、またお客様の必要に応じ確定申告等お客様ご自身で手続きをとるものとします。

第6条 (ポイントの譲渡等の禁止)

1. お客様は、マネックスポイントの利用をお客様自らが行うものとし、保有するマネックスポイントを他のお客様に譲渡またはお客様間で共有することはできません。また、相続させることもできません。
2. お客様が当社の「未成年口座取扱規定」に基づき、未成年口座の親権者として当社に届出ている場合でも、お客様はご自身の証券総合取引口座において保有されるポイントと、未成年口座において保有されるポイントを合算することはできません。

第7条 (換金の不可)

当社は第4条第1項第2号に定める「マネックスポイント投資規定」の定めによる場合を除き、いかなる場合もマネックスポイントの換金を行いません。

第8条 (ポイントの取消・失効)

1. 当社が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、当社はお客様に事前に通知することなく、お客様が保有するマネックスポイントの一部または全部を取り消すことができます。
 - ①本規定、取引約款、その他当社が定める規定またはルール等に違反があった場合
 - ②提携会社が定める約款、規定その他名称の如何を問わず本サービスにかかわるルール等に違反があった場合
 - ③違法または不正行為があった場合
 - ④前各号に定めるほか、当社または提携会社が付与したマネックスポイントを取り消すことが適切であると判断した場合
2. 次の各号のいずれかに該当した場合、お客様のマネックスポイントは失効し、また、第4条に基づくマネックスポイント利用の申込みは取り消されるものとします。
 - ①マネックスポイントの有効期限が経過したとき
 - ②お客様の証券総合取引口座が閉鎖されたとき
 - ③当社が本サービスを終了したとき
 - ④前各号に定めるほか、当社がマネックスポイントを失効させる、またはマネックスポイント利用の申込みを取り消すことが必要と判断し、お客

様に対して通知した場合

3. 当社は、本条各項の定めに従って取消または失効したマネックスポイントについて何らの補償も行わず、一切の責任を負いません。

第9条 (本サービスの停止)

1. 当社が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、当社はお客様に事前に通知することなく、お客様への本サービスの提供を停止します。
 - ①取引約款その他当社の定める規定等に従い、お客様のお取引、各種サービスの全部または一部を制限する場合
 - ②第6条または前条第1項各号に該当する可能性がある等、本サービスの不正利用が疑われると当社が判断した場合
 - ③通信回線、コンピュータ等の障害等が発生した場合
 - ④第三者から不正な攻撃を受け、当社システムに障害等が発生した場合
 - ⑤その他、当社が本サービスの停止が適当と判断した場合
2. 当社は、システムメンテナンス等の目的で本サービスを計画的に停止する場合、お客様に対して事前に通知するものとします。

第10条 (本サービスの変更・終了)

1. 当社および／または提携企業等が必要と判断した場合、本規定、本サービスの内容もしくは本サービス提供の条件の変更を行うこと、または本サービスを終了もしくは停止することがあります。
2. 本規定、本サービスの内容もしくは本サービス提供の条件の変更または本サービスの終了もしくは停止を行う場合で、変更等の内容が、お客様の従来の権利を制限するまたはお客様に新たな義務を課すものであるときは、これらの変更等を行う旨、および変更等の内容並びに変更等の効力発生時期を、当社のウェブサイトにおける表示により告知します。
3. 当社は、前項の変更によりお客様に不利益または損害が生じた場合でも、これらについて一切責任を負わないものとします。

以上

(2022年10月20日)

マネックスポイント投資規定

第1条 (目的)

1. 本規定は、マネックス証券株式会社（以下、「当社」といいます。）の証券総合取引口座を介し、第3条に定める方法で投資信託の買付注文をする際にお客様が保有しているマネックスポイントを当社が買取り、決済代金へ充当するサービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供するにあたり、その諸条件を定めるものです。
2. 本サービスの利用にあたっては、法令諸規則等のほか、当社が定める本規定、取引約款その他その性質上適用すべきでない限り当社の定める他の約款・規定が適用されます。

第2条 (利用対象ポイント)

当社は、本規定にいうマネックスポイントは、「マネックスポイントサービス利用規定」第2条に定めるマネックスポイントとします。

第3条 (ポイントの買取)

1. お客様は、当社ウェブサイトにおいて当社が定める投資信託の買付注文（金額指定の場合に限ります。以下同じ。）をする時にマネックスポイントを利用することができます。他の金融商品、他の注文方法ではマネックスポイントを利用することはできません。
2. 当社は、お客様がマネックスポイントの利用を希望し、指定した数量のマネックスポイントを、当社ウェブサイトで指定する換算率にて買取ります（以下、「ポイントの買取」といいます。）。お客様は、これにより取得した金額を、投資信託の買付代金の全額または一部（約定代金および買付代金、手数料および消費税を含みます。以下同じ。）に必要な金銭に充当することができます。
3. お客様が前項に従って利用したマネックスポイントは、即時に減算し、第5条に定める場合を除き、返還いたしません。

第4条 (対象となる投資信託)

1. 当社は、お客様が前条第2項の定めにより取得した金額を投資信託の買付代金に充当できる条件等を当社ウェブサイトにて指定します。
2. 当社は、前項に定める条件等を変更し、金融商品の取引の種類や銘柄、その他の条件等追加、変更または制限等を加える場合があります。

第5条 (マネックスポイントの返還等)

1. 当社は、以下の各号に該当する場合、マネックスポイントの買取を中止または取消し、当該マネックスポイントをお客様へ返還します。
 - ①第3条第1項に定める買付注文の受付時間内に注文の取消を完了した場合
 - ②第3条第1項に定める買付注文を受け付けた後、不足金（当該取引のほか、他の金融商品取引、サービス等より生じたものを含みます。）が生じた場合等、当該注文が失効した場合
 - ③投資信託の委託会社により注文の受付が中止された場合
 - ④投資信託の委託会社により受付済みしくは約定済の取引を取消された場合、または当社が何らかの事情により当該取引を取消する場合
 - ⑤その他、当社が当該注文を取消することが妥当と判断した場合
2. 前項各号に該当する場合で、当社がマネックスポイントの買取を中止しまたは取り消す時点において、取消しにかかるマネックスポイントの全部または一部が有効期限日を経過しているときは、有効期限を経過したマネックスポイントは失効し、当社はこれを返還することはできません。
3. 前2項の定めにかかわらず、お客様に責任のない事由によりお客様に返還すべきマネックスポイントの返還が困難であると当社が判断する場合、当社

は当該マネックスポイント相当額の金銭により返還することができます。ただし、本項はお客様からの請求を認めるものではなく、当社のお客様から金銭による返還を求められた場合でもこれに応じる義務は負担しません。

第6条 (本サービスの変更・終了)

1. 当社または提携企業等が必要と判断した場合、本規定、本サービスの内容もしくは本サービス提供の条件の変更を行うこと、または本サービスを終了もしくは停止することがあります。
2. 本規定、本サービスの内容もしくは本サービス提供の条件の変更または本サービスの終了もしくは停止を行う場合で、変更等の内容が、お客様の従来の特権を制限するまたはお客様に新たな義務を課すものであるときは、これらの変更等を行う旨、および変更等の内容並びに変更等の効力発生時期を、当社のウェブサイトにおける表示により告知します。
3. 当社は、前項の変更によりお客様に不利益または損害が生じた場合でも、これらについて一切責任を負わないものとします。

以 上
(2022年10月20日)

特定口座約款

第1条（約款の趣旨等）

(1)この約款は、租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定により、お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡又は特定口座において処理した信用取引等による上場株式等の譲渡もしくは当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるためにマネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設される特定口座に係る振替口座簿への記載又は記録、特定口座における上場株式等の保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）及び信用取引等に係る上場株式等の譲渡について、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号及び第3号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

当社は、この約款に従って上場株式等保管委託契約及び上場株式等信用取引等契約をお客様と締結いたします。

(2)この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- ①特定口座 租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座をいいます。
- ②上場株式等 租税特別措置法第37条の11の3第2項各号に定める上場株式等をいいます。
- ③特定口座内保管上場株式等 租税特別措置法第37条の11の3第1項に定める特定口座内保管上場株式等をいいます。
- ④信用取引等 租税特別措置法第37条の11の3第2項に定める信用取引等をいいます。
- ⑤上場株式等保管委託契約 租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に定める上場株式等保管委託契約をいいます。
- ⑥上場株式等信用取引等契約 租税特別措置法第37条の11の3第3項第3号に定める上場株式等信用取引等契約をいいます。
- ⑦特定保管勘定 租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に定める特定保管勘定をいいます。
- ⑧特定信用取引等勘定 租税特別措置法第37条の11の3第3項第3号に定める特定信用取引等勘定をいいます。
- ⑨源泉徴収選択口座 租税特別措置法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書が提出された特定口座をいいます。
- ⑩上場株式等の配当等 租税特別措置法第8条の4第1項各号に掲げる上場株式等の配当等をいいます。
- ⑪源泉徴収選択口座内配当等 上場株式配当等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れられた上場株式等の配当等をいいます。
- ⑫上場株式配当等受領委任契約 租税特別措置法第37条の11の6第4項第1号に定める上場株式配当等受領委任契約をいいます。
- ⑬特定上場株式配当等勘定 租税特別措置法第37条の11の6第4項第2号に定める上場株式配当等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等につき、当該上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。
- ⑭金融商品取引業者等 租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める金融商品取引業者等をいいます。

第2条（特定口座の申込方法）

(1)お客様が当社に特定口座の設定を申し込まれる際には、あらかじめ、当社に

対し、特定口座開設届出書を提出していただきます。その際、お客様は住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類を提出し、ご氏名、生年月日及びご住所等につき確認を受けていただくことになります。

- (2)お客様は、前項の申込みの際には、特定保管勘定及び特定信用取引等勘定をあわせて設定していただくことになります。
- (3)お客様が特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は特定口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済（以下「特定口座内保管上場株式等の譲渡等」といいます。）による所得について源泉徴収を選択される場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までには当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出していただきます。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡等については、お客様からその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに源泉徴収を選択しない旨のお申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものといたします。
- (4)お客様が当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

第3条（特定保管勘定における保管の委託等）

上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において行います。

第4条（特定信用取引等勘定における処理）

信用取引等による上場株式等の譲渡又は当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡については、特定口座に設けられた特定信用取引等勘定において行います。なお、当該勘定においては、特定口座開設届出書の提出後に開始する上場株式等の信用取引等に関する事項のみ処理いたします。

第5条（特定口座を通じた取引）

- (1)特定口座を開設されたお客様が当社との間で行う上場株式等の取引（信用取引等を含むものとします。）に関しては、お客様から特にお申出がない限り、すべて特定口座を通じて行うものとします。
- (2)特定口座から払出しをした上場株式等の取引等は特定口座の対象とはなりません。
- (3)特定口座開設届出書の提出前に当社で利用している投資信託積立取引取扱規定に基づく投資信託の買付けは、お客様がウェブサイト上で特定口座による買付指示を行った場合に限り特定口座を通じて行うものとします。

第6条（所得金額等の計算）

特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）、同法第37条の11の4（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）附則第13条及び関係政省令に基づき行われます。

第7条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）

当社はおお客様の特定保管勘定においては、次の各号に定める上場株式等を受け入れます。

但し、次の各号に該当する上場株式等でも都合により特定口座に受け入れないことがあります。

- ①お客様が第2条に定める特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの

- 委託により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受け入れる上場株式等
- ② 当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部を所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受け入れる上場株式等
 - ③ お客様が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に係る振替口座簿に引き続き記載若しくは記録がされ、又は当該特定口座に保管の委託がされている上場株式等で、移管により、当社の当該お客様の特定口座に受け入れる上場株式等
 - ④ 当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り。）により取得した上場株式等
 - ⑤ 当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引勘定において行った信用取引により買い付けた上場株式等のうち、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受け入れる上場株式等
 - ⑥ 特定口座内保管上場株式等につき、株式又は投資信託もしくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
 - ⑦ 特定口座内保管上場株式等につき、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、又は投資信託及び投資法人に関する法律第88条の13に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で当該株式無償割当てに係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
 - ⑧ 特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含みます。）（合併法人の株式若しくは出資又は合併親会社株式のいずれか一方のみの交付が行われるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式及び当該法人の株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当または剰余金の分配として交付される金銭その他の資産の交付がされるもの並びに合併に反対する株主等の買取請求に基づく対価として金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限り。）により取得する当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
 - ⑨ 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限り。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
 - ⑩ 特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割（分割法人の株主等に分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式のいずれか一方の株式のみの交付が行われるもの（当該分割法人の株主等に当該分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式及び当該分割法人の株主等に対する剰余金の配当または利益の配当として交付された分割対価資産以外の金銭その他の資産のみの交付がされるものを含みます。）に限り。）により取得する当該分割承継法人の株式または当該分割承継親法人の株式で、特定口座への受入

れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

- ① 特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第57条の4第1項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式若しくは当該株式交換完全親法人の親法人の株式又は同条第2項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ② 特定口座内保管上場株式等である取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権の付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ③ 特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権若しくは特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利又は新株予約権の行使又は特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生又は行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行うもの
- ④ 前各号に掲げるもののほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等

第8条（譲渡の方法）

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。

第9条（特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社へ、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等に関する租税特別措置法及び関係政省令に定めるところにより計算した金額、取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第10条（特定口座内保管上場株式等の移管）

お客様が、当社以外の金融商品取引業者等（以下この条において「移管元の金融商品取引業者等」といいます。）に開設されている特定口座に係る特定口座内保管上場株式等を当社に開設されている特定口座に第7条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）第2号に規定する移管をされる場合には、当社は租税特別措置法及び関係政省令に定めるところにより当該移管を行うものとしたします。その際、お客様には移管元の金融商品取引業者等に対し、特定口座内保管上場株式等移管依頼書等を提出していただくものとしたします。

第11条（贈与、相続又は遺贈による特定口座への移管による受入れ）

お客様との関係で贈与者、被相続人又は包括遺贈者である者が当社又は当社以外の金融商品取引業者等に開設されていた特定口座（以下この条において「相続等口座」といいます。）に係る特定口座内保管上場株式等（以下この条において「相続上場株式等」といいます。）につき、お客様が当社に開設されている特定口座に第7条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）第3号に規定する上場株式等の移管による受入れをされる場合には、当社は租税特別措置法及び関係政省令に定めるところにより当該移管による受入れを行うものとしたします。その際、お客様には相続等口座が開設されている当社又は他の金融商品取引業者等に対し、相続上場株式等移管依頼書等を提出していただくものとしたします。

第12条（特定口座内保管上場株式の株券貸借取引）

- (1) お客様は、当社が別に定める最新の契約条件に同意する場合は、特定口座内保管上場株式を当社に貸し出すことができるものとします。

- (2)お客様が、特定口座内保管上場株式を当社に貸し出す場合には、お客様の特定口座から株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録する方法により当社の自己口に振り替えるものとします。
- (3)当社が、お客様より借入れた特定口座内保管上場株式と同種、同等、同量の株券をお客様の特定口座に返還する場合には、そのすべてを当社の自己口から「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する顧客口座簿に記載又は記録する方法により行うものとします。

第13条（特定口座年間取引報告書の送付）

- (1)当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項及び第8項に定めるところにより、その年中にお客様が当社の特定口座において取引された上場株式等の譲渡の対価の額、当該上場株式等の取得費の額、当該譲渡に要した費用の額、当該譲渡に係る所得の金額又は差益の金額その他所定の事項を記載した特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに、お客様に交付いたします。
- (2)特定口座の廃止によりこの契約が解除されたときは、当社は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。
- (3)当社は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客様に交付し、1通を税務署に提出いたします。
- (4)当社は、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、その年中にお客様が開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、お客様からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までにお客様に交付いたします。
- (5)前2項に規定する報告書については、書面による交付に代えて電子情報処理組織を使用する方法により提供することがあります。

第13条の2（特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付）

特定口座内公社債等の発行会社について清算結了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、申込者に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る1単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。

第14条（届出事項の変更）

第2条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、お客様のご氏名又はご住所に変更があったときは、租税特別措置法施行令第25条の10の4の規定によりお客様は、遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を当社に提出していただきます。その際、お客様は住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類を提出し、確認を受けていただくものといたします。

第15条（特定保管勘定又は特定信用取引等勘定の廃止）

お客様は、特定口座に設定されている特定保管勘定又は特定信用取引等勘定のいずれか一方のみを廃止することはできないものといたします。

第16条（特定口座の廃止）

この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客様の特定口座は廃止されるものといたします。

- ①お客様から解約のお申出があった場合。この場合、お客様には租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項の規定に基づき特定口座廃止届出書を当社に提出していただきます。
- ②お客様が、海外転勤等により出国（所得税法第2条第1項第42項に規定する出国をいいます。）され、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合。この場合、お客様から当社に、租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項に基づき、租税特別措置法施行令第25条の

10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書が提出されたものとみなされ、同条第2項の規定が適用されます。

③やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

④租税特別措置法施行令第25条の10の8の規定に基づき特定口座開設者死亡届出書が提出され、相続又は遺贈の手続きが完了した場合

第17条（出出国口座等）

(1)前条（特定口座の廃止）第2号に該当することとなるお客様は、所定の要件を満たす場合に限り、出国前に当社に開設された特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録され、又は保管の委託をされていた上場株式等のすべてにつき、出国後引き続き当社に開設されている出出国口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をすることにより、帰国後に当社に再び開設される特定口座に該当上場株式等を移管することができます。

(2)前項に定める取扱いを希望されるお客様は、出国前に特定口座継続適用届出書を当社に提出し、かつ、帰国後に特定口座開設届出書及び出出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当社に提出することが必要となります。

第18条（法令・諸規則等の適用）

この約款に定めのない事項については、租税特別措置法、地方税法、関係政省令・諸規則等及び当社の定めに従って、取り扱うものといたします。

第19条（免責事項）

お客様が第15条の変更手続を怠ったことその他の当社の責に帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、この約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当社はその責を負わないものといたします。

第20条（約款の変更）

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、金融商品取引所及び日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める事由が生じた場合に変更されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

第21条（合意管轄）

お客様と当社の間この契約に関する訴訟については、当社の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所といたします。

附則

（特定公社債等の特定口座への受入れに関する経過措置）

第1条 当社は、特定公社債等の特定口座への受入れに関して、平成27年11月19日にお客様へのご案内をいたしました。平成27年12月の当社所定の日までに特段のお申出がない場合には、租税特別措置法（平成25年附則）第44条第2項に基づき、平成28年1月1日において有する上場株式等（特定公社債等に該当するものに限る。）のうち同項1号に掲げる特定取得上場株式等及び同項2号に掲げる一般取得上場株式等については、租税特別措置法施行令（平成25年政令第169号）附則第7条第5項に基づく依頼があったものとして取り扱い、特定口座へ受入れるものといたします。但し、当該受入れの対象は、本約款第7条に定められる上場株式等に限りません。

第2条 前項の定めにかかわらず、当社においてその取得日、取得価額等の管理がなされていないものは、前各項に定める特定口座への受入れの対象とはなりません。

第3条 平成28年1月1日に当社に開設されている特定口座への受入れがされるものとして確定している日々決算型投資信託の受益権を有するお客様の場合、

同日前に取得の約定をし、同日以後に受渡しがなされる日々決算型投資信託の受益権の取得は、特定口座約款第5条第1項の規定にかかわらず、すべて租税特別措置法施行令（平成25年政令第169号）附則第7条第5項に基づく依頼があったものとして、特定口座へ受入れるものとします。

第4条 平成28年1月1日に当社に開設されている特定口座への受入れがされるものとして確定している特定公社債等につき、お客様が同日前に約定し、同日以後に譲渡をされる場合には、前各号の規定にかかわらず、当該銘柄の全数量が特定口座への受入の対象とはなりません。

但し、当該銘柄が日々決算型投資信託の場合には、約定数量のみを受入れの対象から除外し、その他は特定口座に受入れいたします。

以上

(2020年10月1日)

(附則第1～4条は2015年12月1日改定)

特定管理口座約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様が当社に設定する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座（以下「特定管理口座」という。）の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条（特定管理口座の開設）

当社に特定口座を開設しているお客様が特定管理口座の開設を申し込むに当たっては、当社に対し特定管理口座開設届出書を提出しなければなりません。

第3条（特定管理口座における保管の委託等）

当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式又は公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。

第4条（譲渡の方法）

- (1)特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡については、当社への売付け委託による方法、当社に対して売り付ける方法により行います。
- (2)前項の規定にかかわらず、お客様が、当社に対して、特定管理株式等の売付け委託の注文又は当社に対する売付け注文を出すことができない場合があります。
- (3)前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式等に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が特定管理株式等を譲渡される前に、当該特定管理株式等を特定管理口座から払い出すことといたします。

第5条（特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知）

特定管理口座において特定管理株式等の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第6条（特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付）

特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算結了等の一定の事実が発生し、当該特定管理株式等の価値が失われたものとみなされた場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等に係る1株当たりの金額に相当する金額等を記載した確認書類を交付いたします。

第7条（契約の解除）

- (1)次の各号の一に該当したときは、この約款に基づく契約は解除されます。
 - ①お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
 - ②お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
 - ③お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
- (2)前項の規定にかかわらず、前項第1号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされてい

る場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。

第8条（合意管轄）

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所といたします。

第9条（約款の変更）

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、金融商品取引所及び日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める事由が生じた場合に変更されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上

（平成28年1月1日）

特定口座に係る上場株式配当等 受領委任に関する約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために当社に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。）のみを受け入れます。

- 1 租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等（同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。）で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - 2 租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - 3 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - 4 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
- ②当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

第3条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

- (1)申込者が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項及び同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。
- (2)申込者が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項及び同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

第4条（特定上場株式配当等勘定における処理）

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

第5条（所得金額等の計算）

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6

第6項及び関連政省令の規定に基づき行われます。

第6条（契約の解除）

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- 1 お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- 2 お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- 3 お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

第7条（合意管轄）

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所といたします。

第8条（約款の変更）

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、金融商品取引所及び日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める事由が生じた場合に変更されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上
(平成28年1月1日)

法人口座取扱規定

第1条（規定の趣旨）

この規定は、法人のお客様（以下「お客様」といいます。）がマネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）に設定申込された取引口座（以下「本口座」といいます。）で行われるインターネットまたは電話利用の取引、およびそれに付随する業務の取扱いに関し、お客様と当社の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです

第2条（申込方法）

お客様は、この規定のほか、「証券総合取引約款」その他の当社の定める約款・規定にしたがい口座開設申込および取引等を行うものとします。

第3条（規定の例外）

- (1)この規定と証券総合取引約款との間に抵触する規定がある場合は、この規定が優先するものとします。
- (2)お客様は、証券総合取引約款に定める次の事項については利用できないこととします。
 - ①第2条第2項第8号に規定する「MRF取引約款」に基づく申込およびその取扱い
 - ②第21条に規定する「キャッシング」

第4条（取引責任者等）

- (1)お客様は、当社の口座開設を申込み場合には、取引および取引に付随する行為について法人代表者により代理権を付与されたご担当者（以下「取引責任者」といいます。）を当社に届け出るものとします。
- (2)取引責任者は法人の役員又は従業員である自然人1名とします。ただし、法人代表者自身を取引責任者として選任することもできます。
- (3)お客様は、第1項の届出に際し、商業登記簿謄本、法人の印鑑証明書、取引責任者の住民票、印鑑証明書、戸籍謄本その他の当社が定める確認書類を提出するものとします。
- (4)お客様の行う取引注文等は、全て代理人である取引責任者が行うものとします。
- (5)お客様は、当社が定める方法により、当社がお客様に対して発行したログインID、口座番号、お客様の指定したログインパスワード（当初のログインパスワードは当社が指定のうえ発行します。）および暗証番号（以下、これらを「認証番号」といいます。）を取引責任者以外の第三者への開示または貸与により本口座を利用させることはできません。
- (6)お客様は、認証番号を取引責任者以外の第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- (7)当社が認証番号の一致を確認した場合は、取引注文等は口座名義人であるお客様によってなされたものとします。

第5条（届出事項の変更）

- (1)お客様は、本口座開設後、改名・改称、移転、ならびに代表者、取引責任者および届出印の変更など、届出事項等につき変更があるときは、遅滞なくその内容を当社へ届け出るものとします。
- (2)前項の場合、お客様は商業登記簿謄本、法人の印鑑証明書、取引責任者の住民票、印鑑証明書、戸籍抄本その他必要な書類を提出するものとします。

第6条（解約）

当社は、お客様が証券総合取引約款第29条第1項に定めるほか、次の各号のいずれかに該当した場合、本口座を解約できるものとします。

- ①破産手続開始、特別清算開始、会社整理開始、再生手続開始、会社更生手

続開始の申立があったとき

- ②解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき
- ③差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受けた場合
- ④支払を停止したとき
- ⑤手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ⑥前各号のほか、お客様の財産状態が悪化し、その信用状態に著しい変化が生じたとき

第7条（規定の変更）

この規定は、法令の変更、監督官庁の指示または金融商品取引所並びに日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める場合に、変更されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、変更にご同意いただいたものとして取扱うものとします。

以上
(平成27年2月)

未成年口座取扱規定

第1条（規定の趣旨・適用時期）

- (1)この規定は、未成年のお客様がマネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）で行われるインターネットまたは電話を利用した取引およびサービス（以下「本サービス」といいます。）に関し、お客様と当社の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
- (2)お客様が成人した場合は、通常の証券総合取引口座に変更し、本規定が適用されることはありません。

第2条（申込方法）

お客様は、この規定のほか、証券総合取引約款その他の当社の定める約款・規定に従い口座開設申込および取引等を行うものとします。

第3条（規定の例外）

この規定と証券総合取引約款との間に抵触する規定がある場合は、この規定が優先するものとします。

第4条（親権者の届出等）

- (1)お客様は、当社の口座開設を申込み場合には、取引および取引に付随する行為について、お客様を代理する代理権を有する親権者（以下「親権者」といいます。）を当社に届け出るものとします。この届出及び本条次項以下の行為は、親権者がお客様を代理して行うことができます。
- (2)親権者は、民法上の親権を有する自然人1名とします。
- (3)お客様は、第1項の届出に際し、親権者とおお客様の続柄が記載された住民票謄本、戸籍謄本その他の当社が定める確認書類を提出するものとします。
- (4)親権者は、当社に証券総合取引口座を開設していることを要します。お客様が当社の口座開設を申込み時点で、親権者が当社の証券総合取引口座を開設していない場合には、お客様と親権者の口座開設を併せて申し込むことが必要となります。
- (5)お客様の行う取引注文等は、原則として代理人である親権者が行うものとします。
- (6)お客様は、当社が定める方法により、当社がお客様に対して発行したログインID、口座番号、お客様の指定したログインパスワード（当初のログインパスワードは当社が指定のうえ発行します。）、取引パスワードおよび電話認証番号（旧、暗証番号）以下、これらを「認証番号」といいます。）を親権者以外の第三者への開示または貸与により本口座を利用させることはできません。
- (7)当社は、前項の認証番号を、お客様が当社に登録しているお客様の住所に送付し、親権者は、認証番号をお客様以外の第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- (8)当社が認証番号の一致を確認した場合は、次項に定める親権者の同意書が提出されている場合を除き、取引注文等は親権者によってなされたものとします。
- (9)お客様が、親権者による取引ではなく、お客様自らによる取引を希望される場合には、親権者がお客様自らの取引について親権者として同意することその他の記載がなされた当社所定の同意書を提出いただく必要があります。

第5条（届出事項の変更）

- (1)お客様は、本口座開設後、改名、移転、親権者の変更など、届出事項等につき変更があるときは、遅滞なくその内容を当社へ届け出るものとします。
- (2)前項の場合、当社は所定の手続きとして、第4条第3項に定める書類の提出を要求します。

第6条（解約）

当社は、お客様が証券総合取引約款第29条第1項および第7項に定めるほか、次の各号のいずれかに該当した場合、本口座を解約できるものとします。

- ①当社に届出のあった親権者の親権関係について、虚偽であること、または虚偽である疑いが判明したとき
- ②前号のほか、お客様の財産状態が悪化し、その信用状態に著しい変化が生じたとき

第7条（規定の適用時期・経過措置）

- (1)この規定は、この規定の施行後に当社に開設される未成年口座には、その開設および取引について、例外なく適用されるものとします。
- (2)2016年3月31日までに当社に開設されていた未成年口座には、当該口座を保有する個別のお客様に対する通知または同意を以て、この規定が適用されるものとします。

第8条（規定の変更）

この規定は、法令の変更、監督官庁の指示または金融商品取引所並びに日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める場合に、改定されることがあります。

なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。

この場合、お客様において所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、改定にご同意いただいたものとして取扱うものとします。

以上
2023年3月18日改定

お客様に交付する書面等の電磁的方法による交付に係る取扱規定

本規定は、当社が、第2条で規定する書面（以下「対象書面」といいます。）の交付等に代えて、対象書面に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）を電子情報処理組織（※）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により提供する場合における方法等および書面の徴求等に代えて対象書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供を受ける場合の方法等（以下、これらを総称し「電子交付等」といいます。）について定めるものです。お客様が本規定を承諾した場合、本規定の内容が当社とお客様との間の契約内容となることに同意したものとします。

※ 当社の使用に係るコンピューターと、お客様の使用に係るコンピューターとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。

第1条（電子交付等の方法）

当社は電子交付等を次に掲げる方法により行います。

(1)電子交付の方法

電磁的方法を用いた対象書面の記載事項のお客様への提供のうち、当社のウェブサイト上のお客様ページ（ログインID、パスワード入力後に掲載されるお客様の特定のページをいいます。以下も同様とします。）に記載事項を記録し、お客様による閲覧に供する方法。

(2)電子徴求の方法

当社のウェブサイト上のお客様ページに備えたファイルに記載事項を記録してお客様の閲覧に供し、お客様が記載すべき事項を記録する方法。

2 前項1号の定めにかかわらず、お客様の使用に係るコンピューター、電気通信回線の故障その他電子交付を行うことができないやむをえない事情がある場合は、お客様の申出により、電子メール又はファックス送信により対象書面を交付するものとします。ただし、ファックス送信による交付の場合、お客様への電話確認等により受信確認ができなかったときは、交付がなかったものとします。

第2条（対象書面）

対象書面とは、電子交付等の対象となる書面のうち、次の各号に掲げるものとします。

- ①取引報告書
- ②取引残高報告書
- ③目論見書
- ④目論見書補完書面
- ⑤運用報告書
- ⑥契約締結前交付書面
- ⑦上場有価証券等書面
- ⑧注意喚起書面
- ⑨少数人向け勧誘の告知書
- ⑩外国証券情報
- ⑪最良執行方針
- ⑫特定口座年間取引報告書
- ⑬払出通知書
- ⑭投資信託トータルリターン通知書
- ⑮取引等に関する確認書
- ⑯個人情報・個人データの利用目的・第三者提供（含、外国）・共同利用に係る同意書
- ⑰金融商品取引法等に係る同意書

⑱上記のほか法令諸規則等により交付・徴求が義務付けられた書面

⑲その他当社が定め、当社ウェブサイト上に掲げるもの

第3条（電子交付等の承諾）

お客様が電子交付等を希望される場合は、証券総合取引口座開設時または当社ウェブサイト上のお客様ページで、本規定の内容をご理解いただいたうえで、電子交付等を承諾いただきます。なお、電子交付等の承諾は、当初は対象書面について「一括して」行っていただきます。ただし、お客様は、第11条の規定により、対象書面のうちの一部の書面について、電子交付等ではなく、書面による交付または徴求とすることができます。

第4条（当社の都合による対象書面の書面交付または書面徴求）

お客様が電子交付等を承諾された後でも、当社の都合により、対象書面を電子交付等によらず、書面で交付または徴求させていただく場合があります。その場合、電子交付等を行われません。

第5条（対象書面の閲覧方法）

お客様が対象書面の記載事項をPDFファイルでご覧いただく場合は、当社が推奨するブラウザまたはPDF閲覧ソフトウェアをご利用いただきます。なお、ご利用いただいているブラウザまたはPDF閲覧ソフトウェアがバージョンアップ（プログラムの改定）した場合でも、電子交付等は継続しますので、バージョンアップした最新バージョンをご利用いただきます。

第6条（お客様ページで確認できる事項）

お客様は、お客様ページで対象書面の記載事項を閲覧できるほか、電子交付等の申込み状況、対象書面の記載事項の交付履歴を確認できます。

第7条（電子交付等の契約日および解約日）

電子交付等による対象書面の記載事項の提供が可能となる日（以下「電子交付契約日」といいます。）および終了する日（以下「電子交付解約日」といいます。）は、対象書面ごとに異なります。各対象書面の電子交付契約日および電子交付解約日は、当社ウェブサイト上に表示するところによります。

第8条（電子交付の記録日）

電子交付により対象書面をお客様ページに記録する日（以下「記録日」といいます。）は、対象書面ごとに異なります。各対象書面の記録日は、当社ウェブサイト上に表示するところによります。

第9条（電子交付等期間中の取扱い）

当社は、電子交付等のお取扱いをさせていただく期間中は、対象書面の書面による交付は原則行いません。したがって、書面で保管される必要がある場合、お客様ご自身で印刷していただきます。

2 対象書面の記載事項は、お客様ページで5年間、閲覧することができ、印刷することができます。ただし、法令の定めるところにより、申出をされたお客様に対し、電子メール他所定の方法を用いて記載事項を送付する方法による場合はこの限りではありません。

第10条（電子交付等の内容等の変更）

当社は、電子交付契約日、電子交付解約日、記録日など、電子交付等の内容その他本規定の内容について、電子交付等を承諾されたお客様の利用に際し支障をきたすおそれがないと判断した場合は、あらかじめ当社ウェブサイト上に掲載しまたは電子メールで通知し、お客様に変更内容を明らかにすることにより、お客様の同意を得ることなく、変更を行うことができるものとします。

第11条（お客様による電子交付等の終了）

お客様が電子交付等を希望されなくなった場合は、書面やコールセンターへのお電話等によって、対象書面ごとに申し出ていただきます。お客様から終了の申出があった対象書面については、第7条に定める電子交付解約日を経過した以降、対象書面を書面交付させていただきます。なお、電子交付等により記載

事項を提供させていただいた対象書面は、電子交付等を終了した場合であっても、さかのぼって書面で交付することはいたしません。

第12条（当社都合による電子交付等の終了）

第5条に定める閲覧方法について、電子交付等を承諾されたお客様の利用に支障をきたし若しくは支障をきたすおそれがあると思われる変更が行われまたは行われる場合には、当社はおお客様に対し、変更後の方法を含む本規定の改定版を当社ウェブサイト上に掲載しまたは電子メールで通知した上で、変更後の方法による再契約を申し出るものとし、当社は既に取り交わされている契約を一括して又は対象書面ごとにおお客様の同意を得ることなく解約することができるものとし、PDF閲覧ソフトウェアがバージョンアップ（プログラムの改定）した場合は、第5条にもとづき契約は継続します。

第13条（当社都合による電子交付等の一時停止）

法令の変更、監督官庁の指示その他の必要な事態が発生した場合、当社は、電子交付等を一時停止し、対象書面の現物（場合によっては、既に電子交付されたものも含まれます。）を書面で交付または徴求することがあります。この場合、当社は電子交付等を再開した場合でも、すでに書面により交付した書面を電子交付しないこととします。

第14条（解除）

電子交付等は、次の各号に該当する場合には、解除されるものとし、

- (1)お客様から解除する旨の申出があった場合
- (2)証券総合取引約款第1条に定義するサービスの利用解除が行われた場合
- (3)証券総合取引口座が解約または廃止されたとき。この場合、当社は、対象書面に記載すべき事項を全て消去することができるものとし、当社が消去の措置をとった場合、お客様は記載事項を閲覧することができなくなります。
- (4)やむを得ない事由により当社が電子交付等サービスの解除を申し出た場合
- (5)当社が電子交付等サービスを終了した場合

第15条（免責）

当社は、次に掲げる事由により生じるお客様の損害については、免責されるものとし、

- (1)通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器等の障害、瑕疵またはこれらを通じた情報伝達システム等の障害、瑕疵等により対象書面の電子交付等サービスを利用できなくなったことにより生じた損害
- (2)天変地異、政変、同盟罷業等の不可抗力、その他当社の責めに帰することができない事由により対象書面の電子交付等サービスの提供が遅延し、または不能となったことにより生じた損害

以上
(2022年12月1日)

反社会的勢力に対する基本方針

反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力には毅然として対応するために、以下の基本方針を定めます。

1 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然たる態度で対応します。

2 外部専門機関との連携

警察、暴力追放運動推進センター、弁護士及び日本証券業協会証券保安対策支援センター等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持ちません。

4 民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求を拒絶し、民事および刑事の両面から法的対応を行います。

5 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力との裏取引および反社会的勢力への資金提供を一切行いません。

以上

(平成22年6月17日制定)

(平成24年4月25日改定)

■個人情報保護に関する基本方針

1. 個人情報保護宣言

マネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）は、お客様のご要望に応じた品質の高いサービスを提供するために、お客様からお預かりする情報はじめさまざまな個人情報を利用しています。

ここで、「個人情報」とは、個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）第2条第1項に定める「個人情報」を指します。

このような個人情報が適正に取り扱われない場合には、個人の権利や利益が保護されないことになるおそれがあるばかりでなく、個人情報の有用性が損なわれることにもなりかねません。

当社は、個人情報を適正に取り扱うことが、お客様をはじめとする個人の権利や利益を保護し、当社及び当社の事業活動に対するお客様や社会の信頼を確保するために重要な責務であることを深く自覚し、ここに当社の個人情報保護に関する考え方及び方針を明らかにし、宣言します。

- (1) 当社は、個人情報の保護に関連する法令、諸規則その他の規範を遵守します。
- (2) 当社は、業務上必要な範囲で、適法かつ適正な方法により個人情報を取得します。
- (3) 当社は、個人情報をこの基本方針に規定する利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱いません（ただし、お客様の同意を得た場合及び法令等により例外として取り扱われる場合を除く）。個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取り扱います。当社は、個人情報の利用目的をインターネット上のウェブサイトにて常時掲載して公表し、必要に応じて書面、Eメール又は電話その他の方法により通知します。
- (4) 当社は、お客様の個人情報が正確かつ最新の内容となるよう努めます。また、お客様の個人情報の漏えい等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施します。
- (5) 当社は、お客様の個人情報の適正な取扱いを図るため、この基本方針について適宜見直しを行い、この基本方針が先進的なデータ保護基準となるよう継続的な改善に努めます。
- (6) 当社は、この基本方針に規定する場合を除き、お客様の同意を得ることなく、お客様の個人情報を第三者に提供しません。
- (7) 当社は、個人データの取扱いを委託する場合には、個人情報を適正に取り扱っていると認められる者を選定し、委託先に対して必要かつ適切な監督を行います。
- (8) 当社は、役職員に対し、教育、研修等を通じてこの宣言を周知徹底し、個人情報保護意識の向上を図るほか、個人データを取り扱わせるに当たり必要かつ適切な監督を行います。
- (9) 当社は、万一個人情報の漏えい等の事態が発生した場合には、個人情報保護に関連する法令諸規則その他の規範に則り、速やかに、かつ、適切に、お客様への通知及び監督機関への報告を行います。
- (10) 当社は、保有個人データ等について、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加若しくは削除、利用の停止若しくは消去又は第三者への提供の停止を求められたときは、「保有個人データの開示等の求めに応じる手続について」に掲載する方法により受け付けます。なお、個人番号の保有の有無について開示のお申し出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。

- (11) 当社は、お客様からいただいた個人情報に係るご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めてまいります。ご質問・ご意見・苦情は、次の個人情報取扱窓口までお申し出ください。

【マネックス証券株式会社 個人情報取扱窓口】

電話：0120-430-283（コールセンター）

受付時間：営業日の8：00～17：00

Eメール：feedback@monex.co.jp

- (12) 当社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である下記協会に加入しております。下記協会では、協会の個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

【苦情・相談窓口】

日本証券業協会 個人情報相談室

電話：03-6665-6784 (<https://www.jsda.or.jp/>)

一般社団法人 金融先物取引業協会 個人情報苦情相談室

電話：03-5280-0881 (<https://www.ffaj.or.jp/>)

一般社団法人日本投資顧問業協会 事務局苦情相談室（個人情報担当）

電話：03-3663-0505 (<https://www.jiaa.or.jp/privacy/authorization.html>)

- (13) 個人情報の主な取得元及び外部委託している主な業務については、次のとおりとなります。

【個人情報の主な取得元】

当社が取得する個人情報の取得元には以下のようなものがあります。

- ・口座開設申込書や実施するアンケート等に、お客様に直接、記入していただいた情報
- ・会社四季報、役員四季報等市販の書籍に記載された情報や、新聞やインターネットで公表された情報
- ・商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報（※当社コールセンターへのお客様からの電話通話につきましては、お客様対応の正確さとサービス向上を目的として、通話録音を行っております。）

【外部委託をしている主な業務】

当社は業務の一部を外部委託しております。また、当社が個人情報を外部委託先に取り扱わせている業務には以下のようなものがあります。

- ・お客様にお送りするための書面の印刷若しくは発送業務
- ・法律上や会計上等の専門的な助言等を提供する業務
- ・情報システムの運用・保守に関する業務
- ・金融商品仲介業務の委託
- ・業務に関する帳簿書類を保管する業務

2. 個人データの安全管理に係る基本方針

当社は、個人情報取扱事業者として、ここに個人データの安全管理に係る基本方針を策定し、公表します。

- (1) 当社は、当社が取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る取扱規程等の整備及び安全管理措置に関する実施体制の整備等、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた次の各措置を含む必要かつ適切な措置を講じます。

- ①組織的安全管理措置として、個人データの安全管理措置について役職員の責任と権限を明確に定め、安全管理に関する規程等を整備・運用し、その実施状況の点検・監査を行うこと等の、体制整備及び実施措置を講じます。
 - ②人的安全管理措置として、役職員との個人データの非開示契約等の締結及び役職員に対する教育・訓練等を実施し、個人データの安全管理が図られるよう役職員を監督します。
 - ③物理的安全管理措置として、個人データを取り扱う区域の管理、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止、個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄等の措置を講じます。
 - ④技術的安全管理措置として、個人データ及びそれを取扱う情報システムへのアクセス制御及び情報システムの監視等の、個人データに関する技術的な措置を講じます。
 - ⑤外的環境の把握として、外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、お客様からお問い合わせがあった場合には、当該外国の名称及び講じた措置の内容を速やかに回答いたします。
- (2) 当社は、個人データの安全管理のため、個人情報保護に関連する法令、諸規則その他の規範を遵守します。
 - (3) 当社は、この基本方針の内容を継続的に検討した上で必要に応じて改訂を行います。
 - (4) 個人データの安全管理措置に関する質問及び苦情その他の問合せは、個人情報取扱窓口をお願いします。

3. 個人情報の利用目的について

当社は、個人情報を当社の事業のため、以下に掲げる利用目的の達成に必要な範囲において取り扱います。

(1)当社の事業内容

当社の事業内容は、以下に記載のとおりです。

- ①金融商品取引業務(有価証券等の売買業務、有価証券等の売買の取次ぎ業務、有価証券等の引受け業務等)及びこれに付随する業務
- ②法律により金融商品取引業者である当社が所定の届出を行うことにより営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- ③法律により金融商品取引業者である当社が所定の承認を受けたことにより営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む。)

(2)個人情報の利用目的

- ①金融その他の投資商品・サービスのご案内・お勧め・ご提供
- ②当社の関連会社・提携先が取扱う金融その他の投資商品・サービスのご案内・お勧め・ご提供・お取次ぎ
- ③その他商品・サービスのご案内・お勧め・ご提供
- ④当社の関連会社・提携先が取扱うその他商品・サービスのご案内・お勧め・ご提供・お取次ぎ
- ⑤その他金融商品取引法その他の法律により金融商品取引業者が取扱うことができる商品・サービスのご案内・お勧め・ご提供・お取次ぎ
- ⑥上記各号に付随する商品・サービスのご提供
- ⑦上記各号に掲げる商品・サービスをご利用いただく際のご本人確認、ご利用にあたっての適合性等の資格確認、その他の各種確認の実施

- ⑧当社が広告・宣伝の委託を受けた第三者の商品・サービスのご案内・ウェブサイトのご紹介
 - ⑨上記各号に掲げる商品・サービスのご利用内容のご報告、その他お客様との事務手続業務の実施
 - ⑩上記各号の目的のために必要とされる契約並びに法令等に基づく権利の行使や義務の履行
 - ⑪上記各号の目的のために必要とされる当社の事務手続き業務及び内部管理業務の実施
 - ⑫上記①～⑥に掲げる商品・サービスの改良及び新商品・サービスの開発
 - ⑬上記⑫を目的とした各種市場調査の実施及び結果の解析
 - ⑭お客様に対して当社の商品・サービス又はそれに関連する情報の通知を行うこと（商品・サービスに対する変更をお客様に通知することを含む）
 - ⑮当社のサイト並びに第三者のサイト及びアプリケーション上での、金融その他の投資商品・サービスの広告
- なお、上記の利用目的にかかわらず、個人のお客様に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報については、法令等に基づき、適切な業務の運営の確保その他の必要と認められる目的以外の目的のために利用いたしません。
- ⑯前各号の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。

4. 個人情報の適正な取得について

当社の個人情報の取得方法その他の事項は、次のとおりです。

- (1)当社は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しません。また、当社は、第三者から個人情報を取得するに際しては、ご本人様の利益を不当に侵害いたしません。
- (2)当社は、第三者からの提供により個人情報を取得する場合には、提供元の法令遵守状況を確認するとともに、当該個人情報が適法に取得されたものであることを確認するものとします。当社は、個人情報の不正取得等の不正な行為を行っている第三者から、その情報が漏えいされた個人情報であることを知ったうえで情報を取得いたしません。
- (3)当社が個人情報を取得する方法は以下のとおりです。
 - ①お客様に書面、又はインターネット経由で記入し、提供いただくことにより取得する方法
 - ②お客様に当社メールアドレスに送信いただくことにより取得する方法
 - ③お客様より当社電話システムにお問合わせいただくことにより取得する方法
 - ④お客様が当社電話システムでお問合わせされた際に、当社が記録する音声録音による方法
 - ⑤お客様が当社ウェブサイトにアクセスされた際に当社が記録するログにより取得する方法
 - ⑥お客様が当社で取引された際に取引情報等を取得する方法
 - ⑦会社四季報、役員四季報等市販の書籍に記載された情報や新聞、インターネットで公表された情報を閲覧することで取得する方法
 - ⑧その他、個人情報の保護に関する関係諸法令、諸規則等に従い適正な方法により取得する方法
- (4)要配慮個人情報及び機微（センシティブ）情報について

当社は、個人情報保護法に定める「要配慮個人情報」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める「機微（センシティブ）情報」については、あらかじめ本人の同意を得た場合又は法令等に基づく場合を除き、その取得、利用又は第三者への提供を行わないものとします。

5. 個人情報の適正な利用について

当社は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しません。

6. 第三者への提供について

(1)当社は、以下の場合を除き、お客様の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。

- ①法令に基づく場合
- ②当社の業務遂行上必要な範囲で委託先に提供する場合
- ③当社のグループ会社及び提携先企業との間で共同利用を行う場合

(2)外国にある第三者への提供について

①提供先の外国が特定できないこと及びその理由

当社が、個別のサービスの約款等に記載のある場合以外に、お客様の個人データを外国にある第三者に提供する場合には、個人情報保護法の規定により、同意取得の際に当該国名や当該国の個人情報の保護に関する制度等を予め公表することとされておりますが、将来にわたりお客様にお取引いただく金融商品は未定であり、また、どの外国当局・保管機関等から、お客様の個人データの提供要請を受けるかを予め把握することはできないため、事前に当該国名や当該国の個人情報の保護に関する制度等をお知らせすることはできません。

②提供先の外国が定まる前の段階における、お客様の同意の取得

外国証券又は預託証券の取引をする際には、発行者又は取引所の所在国等の法令等を遵守するため、又はお客様の配当金、利子及び収益分配金等の果実を円滑に受領いただくために、当該国等の求め若しくは所定の手続きに応じて、個人データの第三者提供を行わなければならない場面があります。このような場面において、法令等により定められた期限、手続きに応じた対応をできない場合には、最終的に、お客様に不利益が生じるおそれがあります。よって、お客様に円滑に外国証券又は預託証券の取引を行っていただくため、本基本方針に規定された場面に限り、あらかじめ、個人データの提供に関する同意を取得させていただきます。

③提供先の外国の名称に代わる情報

提供先となる外国の候補は、以下に記載のとおりです。

提供先となる外国の候補等の一覧

[マネックス証券ウェブサイト](#) ホーム > [会社情報](#) > [コンプライアンス対応](#) > [個人情報管理](#)

④事後的に提供先の第三者を特定できた場合の情報提供

お客様は、当該外国の名称、当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。

7. 個人データの共同利用について

マネックスグループ

(1)個人データの共同利用

当社とマネックスグループ株式会社は、内部管理（内部統制・内部監査等）の目的のために二社共同で個人データを利用することがあります。

(2)共同利用の対象となる個人データの項目

氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、所属機関、役職、取引口座番号、取引履歴等の情報

(3)個人データの管理責任者の名称

マネックス証券株式会社
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル25階
代表取締役社長 清明祐子

※個人番号について共同利用は行いません。個人番号は、法令で定められた範囲内でのみ取り扱います。

株式会社SBI新生銀行

(1)個人データの共同利用

当社と株式会社SBI新生銀行（以下「SBI新生銀行」という）は、①当社がSBI新生銀行に委託した金融商品に関する仲介業務（以下「本仲介業務」という）の提供、お客様の注文の執行、お客様の管理及び本仲介業務に関する金融商品やサービスの提案・ダイレクトメールの発送、並びに②SBI新生銀行の金融商品・サービスに関する、適合性確認や顧客本位の業務運営等の法令遵守及びお客様の管理、本仲介業務に関連するプログラム・キャンペーン等の提案・提供を目的として、当社がSBI新生銀行に、本仲介業務の対象となる口座をお持ちのお客様の個人データを提供し、二社共同で当該個人データを利用します。

(2)共同利用の対象となる個人データの項目

本仲介業務の対象となる口座をお持ちのお客様の氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、所属機関、役職、取引口座番号、口座残高、損益情報、取引履歴等の情報（但し、本仲介業務の対象となる商品以外の商品に関する情報を除く）

(3)個人データの管理責任者

マネックス証券株式会社
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル25階
代表取締役社長 清明祐子

8. 保有個人データに関する利用目的 その他の事項について

当社が個人情報取扱事業者として取扱う保有個人データに関する利用目的その他の事項は、次のとおりです。

(1)すべての保有個人データの利用目的は、上記の「個人情報の利用目的について」のとおりです。

(2)保有個人データについて、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加若しくは削除、利用の停止若しくは消去又は第三者への提供の停止の求めがあると

きは、下記の「保有個人データの開示等の求めに応じる手続について」の方法により、これを受け付けます。

- (3)保有個人データの取扱いに関する苦情の申出は、個人情報取扱窓口をお願いします。

【マネックス証券株式会社 個人情報取扱窓口】

電話：0120-430-283（コールセンター）

受付時間：営業日の8：00～17：00

Eメール：feedback@monex.co.jp

- (4)当社が加入する認定個人情報保護団体の名称及び同団体の苦情の解決の申出先は、下記のとおりです。

①認定個人情報保護団体の名称

日本証券業協会

苦情の解決の申出先

日本証券業協会 個人情報相談室

(<https://www.jsda.or.jp/>)

電話（03-6665-6784）

②認定個人情報保護団体の名称

一般社団法人 金融先物取引業協会

苦情の解決の申出先（金融先物取引業に係る個人情報の取扱いについての苦情・相談）

一般社団法人 金融先物取引業協会 個人情報苦情相談室

(<https://www.ffaj.or.jp/>)

電話（03-5280-0881）

③認定個人情報保護団体の名称

一般社団法人日本投資顧問業協会

苦情の解決の申出先

一般社団法人日本投資顧問業協会事務局苦情相談室（個人情報担当）

(<https://www.jiaa.or.jp/privacy/authorization.html>)

電話（03-3663-0505）

- (5)個人情報の保護に関する基本方針の見直しと改訂

当社は、この基本方針の内容を随時見直し、関係法令等の改正又は情報技術環境の変化等の状況に応じて改訂することがあります。改訂後の基本方針はウェブサイト上に掲載する方法で公表します。

9. 個人情報の取扱いの委託について

当社は、事業及び「3. 個人情報の利用目的について」に掲げる利用目的を達成するために必要な範囲内において、当社が信頼できると判断した事務委託業者へ業務を委託することがあります。

当該事務委託業者については、個別に守秘義務契約、機密保持契約を結び、実際の業務の遂行について、必要かつ適切な監督を行います。

なお、当社が個人情報の取扱いの委託を行っている業務には、以下のような業務があります。

- ・お客様にお送りするための書面の印刷若しくは発送業務
- ・法律上や会計上等の専門的な助言等を提供する業務
- ・情報システムの運用・保守に関する業務
- ・お客様の口座開設、口座管理に係る事務処理や書類等の保管業務

- ・金融商品仲介業務の委託
- ・業務に関する帳簿書類を保管する業務

以上
2023年5月1日更新

■保有個人データの開示等の求めに応じる手続について

保有個人データにより識別されるご本人は、保有個人データ又は第三者提供記録に関し、開示等の求めをすることができます。当社は、次の方法により、開示等の求めを受け付けます。

1. 開示等の求め

開示等の求めとは、保有個人データ又は第三者提供記録に関する次のいずれかの請求をいいます（第三者提供記録については、②のみ可能です）。

- ①利用目的の通知
- ②開示
- ③内容の訂正、追加又は削除
- ④利用の停止又は消去
- ⑤第三者への提供の停止

2. 申出先及び申出の方式

開示等の求めは、当社所定の申請書類をご提出いただくことにより受け付けます。開示等の求めをご希望の場合は、保有個人データ又は第三者提供記録のいずれに関する請求か、また、上記1の①から⑤のうちいずれの請求かご指定のうえ、個人情報取扱窓口にお申し出ください。当社所定の申請書類をお送りしますので、開示等の求めの対象となる保有個人データ（氏名、住所、生年月日、口座番号、取引の履歴、預り資産残高等）を特定するほか、所要事項をご記入のうえ、所定の本人確認書類等を添えて個人情報取扱窓口宛てにご返送ください。

3. 本人確認の方法

開示等の求めに際しては、ご本人について当社所定の本人確認書類をご提出いただきます。開示等の求めを代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人が委任した任意代理人）によって行う場合には、あわせて代理人の本人確認書類及び当社所定の委任状その他の代理権を確認するための書類もご提出いただきます。

なお、本人確認のため、必要に応じて電話等によりご本人に確認することもあります。

4. 手数料

開示等の求めが上記1の①（利用目的の通知）又は②（開示）の場合は、その受付に当たり、当社所定の手数料をお支払いいただきます。

5. 回答の方法

開示等の求めに対する回答は、原則として電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法のうち、ご本人が請求した方法により行いますが、例外として電磁的記録の提供による方法に多額の費用を要する場合その他当該方法による開示が困難である場合には、書面の交付による方法をとることもあります。代理人による請求の場合には、直接ご本人に対して回答することがあります。回答までに相当の期間を要する場合や開示等の求めの一部ないし全部について応じられない場合もありますので、ご了承ください。

なお、個人番号の保有の有無について開示のお申出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。また、ご本人からの要請に基づき個人番号を開示する場合には、追跡機能付き郵便等で送付いたします。

6. 手続の詳細について

申出の方式、本人確認の方法、手数料の額及びお支払方法その他この手続の詳細については、お送りする申請書類をご覧いただくほか、個人情報取扱窓口にお問合せください。

2022年1月4日更新

■クッキーとウェブビーコンについて

(1)クッキーとウェブビーコンについて

当社ウェブサイトでは、お客様の利便性の向上、セキュリティ確保及び広告配信効果の測定等のため、ご利用のコンピューターやスマートフォン等情報端末にクッキーと呼ばれる情報を送る場合があります。ブラウザの設定を変更することでクッキーの受取りを拒否したり、受け取った時に警告ダイアログを表示させることができますが、クッキーなしではご利用いただけなくなる場合があります。

クッキー内にはお客様の氏名、電話番号、Eメールアドレス等の個人を特定する情報は含まれません。但し、当社がクッキーを使用して収集する情報にはお客様のIPアドレスが含まれます。当社は、お客様がブラウザの設定でクッキーの送受信を許可している場合、お客様の情報端末に保存されたクッキーを取得し、収集した行動履歴と個人情報を紐付ける場合があります。この場合には、当該紐付けを行った情報を、「個人情報のお取扱いについて」に基づき取り扱うものとします。

当社ウェブサイトでは、一部のページにおいてお客様のご利用状況を調査するためにウェブビーコンを使用する場合があります。ウェブビーコンとは目には見えない小さな画像（1×1ピクセルのGIF）をウェブページに埋め込むことで利用状況の情報を収集するための仕組みです。

(2)個人関連情報について

当社は、クッキーによって収集した情報を第三者から取得し、当社において取り扱う情報と組み合わせて利用しています。

第三者から取得した情報には、特定の個人を識別することができる情報は含まれておりませんが、この情報を利用する際に、当社において取り扱うご本人様の個人情報と組み合わせて利用することがあります。

当社がクッキーによって収集した情報を取得している第三者は、現時点において、以下のとおりです。

当社が情報を取得している第三者の一覧

[マネックス証券ウェブサイト](#) ホーム > [会社情報](#) > [コンプライアンス対応](#)
> [個人情報管理](#)

また、当社は、以下のリンクに列挙されたアドテクノロジーや行動履歴収集ツール等（以下「アドテクノロジー等」といいます）を利用しております。これらの利用に当たって、当社は、クッキーによって収集した情報を第三者に提供し、当該第三者が、当該情報を、その取り扱う情報と組み合わせて利用する場合があります。

当社がクッキーによって収集した情報には、特定の個人を識別することができる情報は含まれておりませんが、当該第三者がこの情報を利用する際に、当該第三者において取り扱うご本人様の個人情報と組み合わせて利用することがあります。

当社がクッキーによって収集した情報を取得している第三者は、現時点において、以下のとおりです。

当社が情報を提供している第三者の一覧

[マネックス証券ウェブサイト](#) ホーム > [会社情報](#) > [コンプライアンス対応](#)
> [個人情報管理](#)

2022年4月1日更新

マネックス証券の勧誘方針について

当社は、金融商品等の勧誘を行う場合、「金融サービスの提供に関する法律」「金融商品取引法」及びその他関連諸法令・諸規則を遵守し、以下の「勧誘方針」に則り、適切な勧誘を行います。

1. お客様の意向と実情に適合した勧誘

当社は、お客様の氏名、住所、投資目的、資産の状況、投資経験等を十分に把握し、お客様の意向と実情に適合した勧誘に努めます。

2. 勧誘の方法および時間帯

オンライン証券である当社の勧誘は、ホームページ、メールマガジンおよびダイレクトメール等の媒体を中心として行います。午後9時から翌日午前8時間の間に、お客様に勧誘のための訪問、電話連絡を行うことはいたしません。

3. 適切な投資情報の提供

当社は、お客様に適切な投資情報を提供し、お客様ご自身の判断と責任において安心してお取引いただけるよう、また、お客様が当社のホームページ等をご覧いただいた際に、記載内容を適切にご理解いただけるよう、ホームページ等の記載についてはあらかじめ内部管理部門において内容の確認を行います。メールマガジン、ダイレクトメールの記載内容も、同部門で確認します。

4. 役員・従業員に対する研修

当社は、お客様に対して適切な勧誘が行なわれるよう、役員・従業員に対して必要に応じた社内研修を行います。当社の役員・従業員は、商品知識の習得、研さんに努めます。また、金融商品仲介業に伴い仲介業者に対しても、当社は、必要に応じた研修を実施します。

5. 法令・諸規則の遵守

当社は、投資勧誘に当たっては、常にお客様の信頼の確保を第一義とし、金融商品取引法及び関係法令・諸規則等を遵守します。

お取引や電話連絡等について、ご要望、苦情等がございましたら、何なりとコールセンターまでご連絡ください。

以上
(2021年11月1日)

最良執行方針等

マネックス証券株式会社

この最良執行方針等は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の取引所金融商品市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 用語の定義

●SOR (Smart Order Routing)

お客様の売買注文について、取引所金融商品市場又はPTSのうち、最良の価格及び条件で約定できると思われる市場又はシステムに注文を執行する注文形態をいいます。また、SORであることを指定された注文を「SOR注文」、SOR注文を執行するためのシステムを「SORシステム」、東京証券取引所上場銘柄のうちSOR注文が可能な銘柄として当社が指定する銘柄を「SOR対象銘柄」といいます。

●PTS (Proprietary Trading System)

内閣総理大臣による認可を受けた金融商品取引業者が運営する私設取引システムです。当社ではジャパンネクスト証券株式会社の運営するジャパンネクストPTSに執行します。

ジャパンネクストPTSには、PTS第1市場 (J-Market)、PTS第2市場 (X-Market) 及びPTS第3市場 (U-Market) があり、当社ではお客様がSORを指定して取引する場合、PTS第1市場 (J-Market) に注文を執行します。

●レイテンシーアービトラージ

SORによって複数の市場に同時に注文を行なうが、各市場に回送される注文の到達時間 (レイテンシー) が異なります。この到着時間の差を利用して、売買することにより、利ザヤを稼ごうとする行為をレイテンシーアービトラージといえます。

●IOC (Immediate or Cancel order) 注文

IOC注文とは成行もしくは指値で指定した価格かそれよりも有利な値段で、即座に一部あるいは全部を約定させ、約定しなかった注文数量はキャンセルされる注文方法です。

2. 対象となる有価証券

国内の取引所金融商品市場に上場されている株券、ETF (上場投資信託受益証券)、REIT (不動産投資信託投資証券) 等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」を対象とします。

なお、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」はお取り扱いしていません。

3. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社は、お客様からいただいた上場株券等に関する注文を、速やかに、国内の当該銘柄が上場している取引所金融商品市場又はPTSに執行します。取引所金融商品市場の取引時間外に受注した委託注文については、取引所金融商品市場における売買立会の注文の受付が再開された後に当該取引所金融商品市場又

はPTSに執行します。

(1) SOR対象銘柄

・ SOR対象銘柄

東京証券取引所に上場する上場株券等のうち、SOR注文が可能な銘柄として当社が指定する銘柄

・ SOR対象市場

東京証券取引所及びジャパンネクスト証券株式会社の運営するジャパンネクスト第1市場（J-Market）（以下、「PTS」といいます。）

・ SOR対象市場等の選択の方法及び順序

SOR対象銘柄についてSOR注文を指定された場合は以下のとおり注文を執行します。

①SOR注文の受注時にSORシステムを通じ、PTSにて東京証券取引所より有利、もしくは同等な価格（※1）にて注文株数の一部又は全部の約定ができるかを判断します。

②PTSにおいて、お客様にとって有利な価格で注文株数の一部又は全部の約定ができると判断（※2）された場合に限り、PTSにその注文の一部又は全部を執行します。PTSにおいて、有利な価格で約定ができると判断されなかった注文については東京証券取引所に注文を執行します。

③PTSにて約定しなかった一部又は全部の注文については、東京証券取引所に注文を執行します。

（※1）最も有利な価格が同一である場合には、優先順位を価格、数量、市場（東京証券取引所を優先）の順に沿って、注文を執行します。

（※2）「お客様にとって有利な価格で注文株数の一部又は全部の約定ができるか」については、お客様の全注文株数に対する約定可能な単価をもとに、SOR注文の受注時に東京証券取引所の最良気配と同値又はより有利な価格で約定が可能か否かを判断します。なお、判断は受注時に行いますが、受注後に取引所で注文を執行するまでにわずかながら時間がかかります。このわずかな時間に東京証券取引所の気配状況が変化することにより、判断した時点では有利と判断された場合でも、約定時点の東京証券取引所の最良気配と比較した場合に、不利な価格で約定する場合があります。

ただし、上記にかかわらず、次のように処理をすることがあります。

・ SORシステムにおいて障害が検知された場合は、障害の状況により東京証券取引所へ執行することがあります。

・ ①の時点において、東京証券取引所が以下の場合はPTSに執行せず、全て東京証券取引所に執行します。

（ア） 寄付き及び引けにおける板寄せの場合

（イ） 前場、後場それぞれでの始値決定前の場合

（ウ） 前場、後場それぞれの売買終了時刻の1分前から売買終了まで

（エ） 売買停止となっている場合

（オ） 特別気配・連続約定気配が発生している場合

（カ） 反対気配が存在しない場合

（キ） 有利な方向に特別気配更新値幅を超過した反対気配が存在する場合

（ク） 当日の高値・安値よりも不利な価格での約定が見込まれる場合

・ レイテンシーアービトラージへの対応

当社ではレイテンシーアービトラージへの対応として、SORでの注文を行う場合、複数の取引施設に同時に発注を行い、PTSに対してはIOC注文により発注します。

(2) SOR非対象銘柄

・SOR非対象銘柄

PTSで取扱いのない銘柄はSORの対象とはなりません。SOR非対象銘柄について、以下のとおり注文を執行します。上場している取引所金融商品市場が1箇所である場合（単独上場）には、当該取引所金融商品市場に執行します。また、複数の取引所金融商品市場に上場（重複上場）されている場合には、株式会社QUICKの情報端末において証券コードを入力して検索した際に最初に価格情報が表示される取引所金融商品市場（主市場）に執行します。当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間の売買高を勘案して決定された市場です。ただし、当該市場でその銘柄が整理銘柄にある場合、又は同社がデータを提供できない場合は、東京、名古屋、福岡、札幌の順で、主市場を選定します。これら主市場は、注文画面にあらかじめ選択されますが（株価情報ツールの株価情報画面から注文画面に遷移した場合は、当該株価情報画面で参照していた取引所金融商品市場が選択されます。）、お客様は、当該注文画面で、ご希望する取引所金融商品市場へと変更することができます。この場合、当社は、お客様からご指示いただいた取引所金融商品市場において執行します。

なお、コールセンター又は株式取引アプリ「ferci」ではSOR取引を提供していないため、取引を行う場合の最良執行方針は次のとおりとなります。

- ①コールセンターにて電話でご注文をいただく場合は、SOR非対象銘柄と同様の方法により注文を執行します。
- ②株式取引アプリ「ferci」をご利用してご注文をいただく場合は、SOR非対象銘柄と同様の方法により注文を執行しますが、複数の取引所金融商品市場に上場する銘柄（重複上場）については、証券コードを入力して検索した際に表示される取引所金融商品市場（主市場）に執行します。

4. 当該方法を選択する理由

近年、取引所金融商品市場以外における上場株券等の売買の流動性は増加しており、流動性、約定可能性等を勘案した際に、よりお客様に有利な価格であると判断される取引を提供するために、取引所金融商品市場に加え、PTSを含めた執行サービスを提供することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

(1) SOR対象銘柄

・SOR対象市場等

当社ではSORの対象としてジャパンネクスト証券株式会社の運営するジャパンネクスト第1市場（J-Market）に執行しますが、これは当該市場が国内におけるPTSの中で最も流動性のある市場と判断されるからです。

・SOR対象市場等の選択の方法及び順序

受注時点で最も有利な条件での約定が見込まれると判定された先への執行を行うことがお客様にとって最も合理的と判断されるからです。また、判定時において価格、数量の条件が全く同一となる場合は、一般的により高い流動性があると考えられる取引所金融商品市場への執行が最も合理的と判断されるからです。

・レイテンシーアービトラージへの対応

当該方法により注文を発注することで、レイテンシーアービトラージが介入する可能性が小さくなると判断されるからです。

(2) SOR非対象銘柄

・SOR非対象銘柄

一般的により高い流動性があると考えられる主市場への執行が最も合理的と判断されるからです。

5. その他

- (1) 次に掲げる取引については、3.に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行します。
 - ①お客様から執行方法に関するご指示（当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する取引所金融商品市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった取引
当該ご指示いただいた内容で当社が合意した執行方法
 - ②取引約款等において執行方法を特定している取引
当該取引約款等において特定している執行方法
 - ③単元未満株の取引
当社が自己で直接の相手方となる方法又は単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法
- (2) 当社が最良執行を行う場合は受注時の主市場となります。したがって、受注時と執行時の主市場が異なることがあることをご了承ください。
- (3) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針等に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点での最良の条件で執行するよう努めます。

以上
(2023年3月18日)

マネックス証券の主な取扱商品の重要事項に関するご説明

「金融サービスの提供に関する法律」により、金融商品販売業者等は金融商品を販売するにあたり、あらかじめ商品ごとの重要事項を説明することが義務付けられております。以下のとおり、当社の主な取扱商品の重要事項をご説明いたしますので、充分ご理解いただいたうえで、お取引くださいますようお願いいたします。

※各金融商品のリスクその他詳細な説明等につきましては、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書にてご確認くださいませようお願いいたします。

《当社の主な取扱商品の重要事項について》

上場有価証券等の取引に関する重要事項

■上場有価証券等取引には、以下のリスクがあります。

【価格変動リスク】

- ・需給など様々な要因に基づいて上場有価証券等の価格が変動することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、信用取引においては、差し入れた保証金（当初元本）を上回る損失が生じるおそれがあります。

【信用リスク】

- ・上場有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等に基づいて上場有価証券等の価格が変動することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、信用取引においては、差し入れた保証金（当初元本）を上回る損失が生じるおそれがあります。

【為替リスク】

- ・外貨建ての上場有価証券等においては、外国為替相場の変動等により円換算での上場有価証券等の価格が変動し、外貨建てでは投資元本を割り込んでいなくても、円換算での投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

■上場有価証券等の取引にあたっては、購入対価のほかに所定の取引手数料をお支払いいただく必要があります。また、信用取引及び中国株取引、米国株取引にあたっては、取引手数料の他に別途諸費用がかかります。

■信用取引においては、事前に所定の保証金を当社に委託していただく必要があります。また、株価の変動により、必要保証金率（額）を下回った場合には、保証金の追加差入れが必要となります。

※新規公開の上場有価証券等のお申込み／ご購入の際には「目論見書」で内容をご確認ください。

債券取引に関する重要事項

■債券取引には、以下のリスクがあります。

【価格変動リスク】

- ・途中売却の場合、市場金利の上昇等による債券価格の下落など売却時の債券市況の変動により、購入価格に比べ売却価格が下落し、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、購入価格が額面を超え

ている場合、償還時に償還差損が発生し、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

【信用リスク】

- ・発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに対する外部評価の変化等に基づいて、元本や利息の支払能力（信用度）が変化し、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

【為替リスク】

- ・外貨建て外国債券においては、外国為替相場の変動等により受取金額が変動し、外貨建てでは投資元本を割り込んでいなくても、円換算での投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、主要通貨以外の通貨では、大幅に為替レートが変動する場合があるため、急激な円高が生じたとき、外貨建てでは投資元本を割り込んでいなくても、円換算での債券価値が元本を大きく割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

■債券をお取引される場合には、購入対価がかかりますが、取引手数料はかかりません。ただし、外貨建て外国債券をお取引される場合、所定の為替手数料がかかります。

■個人向け国債は、本人が死亡した場合等を除き、発行から1年間、中途換金できません。

個人向け国債を中途換金する際、次の計算式により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることとなります。

変動金利型10年満期個人向け国債（変動・10年）：直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685

固定金利型5年満期個人向け国債（固定・5年）：2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685

固定金利型3年満期個人向け国債（固定・3年）：2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685

※発行から一定期間の間中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。

■仕組債については、利率変動リスク・償還価格変動リスク・流動性リスク等、仕組債特有のリスクが存在しますので、ご購入の際には目論見書で内容をご確認ください。

投資信託取引に関する重要事項

■投資信託では、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は上昇することもあれば下落することもあります。したがって、投資信託は投資元本及び分配金の保証された商品ではありません。また、投資信託は商品ごとに応じて様々なリスクがあり、以下は一般的なものを示したものにすぎませんので、ご購入の際には「目論見書」で内容をご確認ください。

【価格変動リスク】

- ・組み入れた株式、債券及び商品等の変動（組入れ商品が外貨建てである場合には通貨価格の変動も受けます。）に基づいて基準価額が下落することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

【信用リスク】

- ・組み入れた株式、債券及び商品等の発行者の経営・財務状況の変化並びにそれらに関する外部評価の変化等に基づいて基準価額が下落することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

【為替リスク】

- ・外貨建て投資信託（外貨建てMMF等）は、外国為替相場の変動等により受取金額が変動し、外貨建てでは投資元本を割り込んでいなくても、円換算では投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

※REIT（不動産投資信託）は、組み入れた不動産の価格の値下がり及び市場での価格の変動等に基づいて基準価額が下落することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

※ETF（上場投資信託）は、連動対象とする指数や指標の変動等により価格が変動することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

- 投資信託のお取引にあたっては、購入対価のほかに、投資信託の種類に応じて販売手数料（かからない場合もあります）、信託報酬・信託財産留保額等の諸費用が必要になる場合があります。また、投資信託によっては運用成績に応じた成功報酬やその他の費用が間接的に差し引かれる場合もあります。

外国為替証拠金取引に関する重要事項

- 外国為替証拠金取引には、以下のリスクがあります。

【価格変動リスク】

- ・取引対象である通貨の価格（外国為替相場）の変動により、お客様の想定と逆の方向に外国為替相場が変化した場合には、元本欠損が生ずるおそれがあり、差し入れた証拠金を上回る損失が生じるおそれがあります。

【信用リスク】

- ・外国為替証拠金取引のうち店頭外国為替証拠金取引は、当社とお客様との相対取引であり、当社はお客様との取引についてカバー取引を行うことから、お客様は当社及びカバー取引先に対する信用リスクを負うこととなります。よって、当社及びカバー取引先の業務又は財産状況の変化により、元本欠損が生ずるおそれがあり、差し入れた証拠金を上回る損失が生じるおそれがあります。

【金利差調整額に係るリスク】

- ・外国為替証拠金取引では、売り付けている通貨と買い付けている通貨の金利差調整額（スワップポイント）の受払いが日々発生します。スワップポイントは、取引対象である通貨の市場金利を反映するため、市場金利が変動すれば、スワップポイントも変動します。また、スワップポイントが受取りから支払に転じることもあり、その場合には損失が生じるおそれがあります。

【流動性リスク】

- ・取引する通貨によっては、市場での売買高が少ないため、売戻し又は買戻しができないなど、意図したおりの取引ができないこともあります。また、相場状況の急変により、ビット価格とオファー価格（または、買い気配と売り気配）のスプレッド幅が広くなったり、意図した取引ができない可能性があります。

- 外国為替証拠金取引においては、購入対価のほかに、所定の取引手数料がかかります。

- 外国為替証拠金取引においては、事前に所定の証拠金を当社に委託していただく必要があります。

- 外国為替相場の変動により損失が一定額を超えたときは、証拠金の追加差入れが必要となります。当社ではお客様の損失を一定の範囲に抑えるための措置（口

スカットルール)を設けていますが、外国為替相場の急激な変動により、差し入れた証拠金を上回る損失が生じることがあります。

指数先物取引に関する重要事項

■指数先物取引には以下のリスクがあります。

【価格変動リスク】

- ・指数先物取引の価格は、対象とする指数の変動等により上下しますので、これにより差し入れた証拠金（当初元本）を上回る損失が生じるおそれがあります。また、市場価格が予想とは反対の方向に変化した時には、比較的短期間のうちに差し入れた証拠金（当初元本）を上回る損失が生じるおそれがあります。

■指数先物取引においては、購入対価のほかに、所定の取引手数料がかかります。

■指数先物取引においては、事前に所定の証拠金を当社に委託していただく必要があります。また、指数先物取引の相場の変動により計算上の損失額（計算上の利益の払い出し額を含みます。）が発生したときは、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要となります。

指数オプション取引に関する重要事項

■指数オプション取引には以下のリスクがあります。

【価格変動リスク】

- ・指数オプション取引の価格は、対象とする指数の変動等により上下しますので、これにより差し入れた証拠金（当初元本）を上回る損失が生じるおそれがあります。

【流動性リスク】

- ・市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないことがあります（例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができないことがあります）。また、市場の状況によっては、金融商品取引所が制限値幅を拡大することがあり、その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。

■買方特有のリスク（期間リスク）

- ・指数オプションは期限商品であり、買方が期日までに転売又は権利行使（日経225オプション取引の場合、権利行使日は取引最終日の翌日のみ）を行わない場合には、権利は消滅します。この場合、買方は投資資金の全額を失うこととなります。

■売方特有のリスク

- ・売方は、権利行使の割当てを受けたときには、必ずこれに応じなければならず、市場価格が予想とは反対の方向に変化したときの損失が限定されておられません。
- ・売方は、指数オプション取引が成立したときは、証拠金を差し入れなければならず、その後、相場の変動により不足額が発生した場合には、追加証拠金の差入れが必要となります。また、所定の時限までに証拠金を差入れない場合、損失を被った状態で売建玉の一部又は全部を決済される場合もあり、この場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。

■指数オプション取引にあたっては、購入対価のほかに、所定の取引手数料がかかります。

■指数オプション取引（売建て）においては、事前に所定の証拠金を当社に委託していただく必要があります。また、指数オプション取引の相場の変動により

計算上の損失額（計算上の利益の払出額を含みます。）が発生したときは、証拠金の追加差し入れ又は追加預託が必要となります。

貸株サービスに関する重要事項

■貸株サービスには以下のリスクがあります。

【信用リスク】

- ・貸株サービスご利用のため締結いただく消費貸借契約は無担保の契約であるため、お客様は当社及び当社の貸出先に対する信用リスクを負うことになります。
- 本サービスにより上場有価証券等を貸し出している場合は、権利確定日に当該上場有価証券等の配当金等は支払われません。代わりに源泉税徴収後の配当金相当額を当社より受取りいただきます。なお、配当金相当額は税務上、雑所得となり配当所得に該当せず配当控除の対象となりません。
- 本サービスにより上場有価証券等を貸し出している場合は、当該上場有価証券等の株主優待等や株主総会の議決権を取得できません。
- 貸し出している上場有価証券等は、金融商品取引法で定められた分別管理の対象外です。また、万一、当社が経営破綻した場合には投資者保護基金の対象となりません。

上記以外に、当社でのお取引には以下のリスクがあります。

【システムリスク】

- ・取引システムの障害や故障により又は当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消し、又は証拠金振替等が行えない可能性があり、お客様の注文又は証拠金振替等が遅延・無効となる可能性があります。また、当社は取引システム障害時にお客様の注文の執行又は証拠金振替等を中止することがあります。

【その他のリスク】

- ・天災地変、戦争、政変、ストライキ、テロ、経済又は金融情勢等の変化、各国政府の規制による取引停止措置、その他不測の事態により、当社が注文の執行等を行うことができず、これによりお客様が予想外の損失を被る場合があります。

以上
(2021年11月1日)

マネックス証券株式会社

001A-20230601